

実務修習業務規程施行細則改正 新旧対照条文 (改正部分は青字下線)

平成 29 年 5 月 23 日

現行細則	改正細則	備 考
<p>実務修習業務規程施行細則</p> <p>業務執行理事会は、公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会実務修習業務規程の第 48 条に基づき、実務修習業務規程施行細則を次のように定める。</p> <p>(目的) 第 1 条 この細則は、公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会（以下、「本会」という。）が、公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会実務修習業務規程（以下、「規程」という。）に基づく業務の実施にあたり必要な事項を定め、もって当該業務の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。</p> <p>(実務修習業務を行う時間及び休日) 第 2 条 規程第 4 条第 2 項に規定する実施方法は次のとおりとする。</p> <p>一 集合形式による講義は、前期を概ね 12 月から翌年 1 月までの期間のうちそれぞれ土曜日又は日曜日若しくは祝日を含み（以下同じ。）連続する 3 日間、後期を 6 月から 7 月までの期間のうち連続する 3 日間で実施する。</p> <p>二 インターネットを利用した通信形式による講義は、当該実務修習期間において実施する。</p> <p>三 基本演習は、第一段階及び第二段階の 2 段階に分けて、それぞれ土曜日又は日曜日若しくは祝日を含む 2 日間ごとに年間延べ 4 日にわたり実施するものとし、第一段階を概ね 4 月、第二段階を概ね 8 月に実施する。</p> <p>四 実地演習は、実地演習実施機関の事業内容に応じて定められた就業規則等に従い、あらかじめ受講者に説明した時間に実施する。</p> <p>五 修了考査は、原則として毎年 12 月 1 日からその翌年 2 月末日までの間ににおいて、土曜日、日曜日又は祝日を含めて実施することができるものとする。</p>	<p>実務修習業務規程施行細則</p> <p>業務執行理事会は、公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会実務修習業務規程第 50 条の規定に基づき、実務修習業務規程施行細則を次のように定める。</p> <p>(目的) 第 1 条 この細則は、公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会（以下、「本会」という。）が、公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会実務修習業務規程（以下、「規程」という。）に基づく業務の実施に<u>関して</u>必要な事項を定め、もって当該業務の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。</p> <p>(実務修習業務を行う時間及び休日) 第 2 条 規程第 4 条第 2 項に規定する実施方法は次のとおりとする。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>二 インターネットを利用した通信形式による講義は、<u>本会があらかじめ指定した</u>期間において実施する。</p> <p>二 基本演習は、<u>第一段階及び第二段階の 4 段階</u>に分けて、それぞれ次に定める段階ごとに、当該各号で定める日数（<u>土曜日、日曜日又は祝日を含めることができる。</u>）及び実施時期により年間延べ 10 日にわたり実施する。</p> <p>イ 第一段階 3 日間 概ね 4 月 ロ 第二段階 2 日間 概ね 5 月 ハ 第三段階 3 日間 概ね 8 月 ニ 第四段階 2 日間 概ね 9 月</p> <p>三 実地演習は、実地演習実施機関の事業内容に応じて定められた就業規則等に従い、あらかじめ<u>修習生</u>に説明した時間に実施する。</p> <p>四 規程第 38 条第 1 項並びに第 2 項第二号及び第三号に規定する修了考査は、原則として毎年 12 月 1 日からその翌年 2 月末日までの間ににおいて、土曜日、日曜日又は祝日を含めて実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・前文…条番号の修正。 ・現行 2 条一号…全講義科目が e ラーニングに移行するため、集合形式を前提とした規定は削除。 ・以下、号番号を繰り上げ。 ・改正 2 条一号…上記同様、集合形式を前提とした文言は削除。また、受講期間は別に定める（改正細則 14 条三号） ・改正 2 条二号…基本演習の実施段階の増加（2 段階→4 段階）により変更。 ・改正 2 条四号五号…修了考査の再考査の増設により、

実務修習業務規程施行細則

現行細則	改正細則	備 考
<p><u>(新設)</u></p> <p>(実務修習計画の作成及び公示)</p> <p>第3条 規程第6条第4項に規定する実務修習実施計画は、9月1日までに作成し、受付開始7日前までに、公表するものとする。</p> <p>(受講申請書及び申込期間等)</p> <p>第4条 規程第8条第2項に規定する実務修習の受講の申込みに関して必要な事項とは、次に掲げるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 申込期間は、毎年度の実務修習期間開始日の70日前から21日前までとする。 ただし、規程第30条に規定する実地演習における一部の演習を履修したものとする取扱い（以下、「みなし履修の取扱い」という。）の適用を受けようとする者は、実務修習期間開始の日の30日前を申込期限とする。 二 既に申し込んだ実務修習の取消しは、実務修習開始日の前日午後5時までに書面により本会に申請して行うものとする。 <p>2 規程第8条第1項第一号に規定する受講申請書とは、様式1とする。</p> <p>3 規程第8条第1項第三号に規定する書類とは、次に掲げるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 不動産鑑定士試験の合格通知書の写し、合格証書の写し又は合格証明書 二 旧法の規程による不動産鑑定士試験第二次試験、特別不動産鑑定士補試験又は不動産鑑定士補特例試験の合格者である場合には、当該試験の合格証書の写し又は合格証明書 三 様式2に定める指導鑑定士の承諾を得た実地演習実施機関届出書 四 規程第30条第1項に定める物件調査実地演習のみなし履修の取扱いの適用を申請する者は、第19条第一号に規定する提出書類 五 規程第30条第2項及び第3項に定める一般実地演習のみなし履修の取扱いの適用を申請する者は、第19条第二号に規定する提出書類 	<p>施することができるものとする。</p> <p>五 規程第38条第2項第一号に規定する修了考査は、原則として毎年4月1日から5月31日までの間において、土曜日、日曜日又は祝日を含めて実施することができるものとする。</p> <p>(実務修習実施計画の作成及び公示)</p> <p>第3条 規程第6条第4項に規定する実務修習実施計画は、9月1日までに作成し、<u>実務修習の受講申込みの</u>受付開始7日前までに、公表するものとする。</p> <p>(受講申請書及び申込期間等)</p> <p>第4条 規程第8条第2項に規定する実務修習の受講の申込みに関して必要な事項とは、次に掲げるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 申込期間は、毎年度の実務修習期間開始日の70日前から21日前までとする。 ただし、規程第32条に規定する実地演習における一部の演習を履修したものとする取扱い（以下、「みなし履修の取扱い」という。）の適用を受けようとする<u>申込者</u>は、実務修習期間開始の日の30日前を申込期限とする。 二 既に申し込んだ実務修習の取消しは、実務修習期間開始日の前日午後5時までに書面により本会に申請して行うものとする。 <p>2 規程第8条第1項第一号に規定する受講申請書とは、様式1とする。</p> <p>3 規程第8条第1項第三号に規定する書類とは、次に掲げるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 不動産鑑定士試験の合格通知書の写し、合格証書の写し又は合格証明書 二 旧法の規程に基づく不動産鑑定士試験第二次試験、特別不動産鑑定士補試験又は不動産鑑定士補特例試験の合格者である場合には、当該試験の合格証書の写し又は合格証明書 三 様式2に定める指導者との承諾を得た実地演習実施機関届出書 四 規程第32条第1項に規定する物件調査実地演習のみなし履修の取扱いの適用を受けようとする<u>申込者</u>は、第20条第一号に規定する提出書類 五 規程第32条第2項及び第3項に規定する一般実地演習のみなし履修の取扱いの適用を受けようとする<u>申込者</u>は、第20条第二号に規定する提出書類 	<p>実施時期を分けて規定。</p> <p>・4条1項一号…引用する規程の条番号の繰り下げにより変更。以下同じ。</p>

実務修習業務規程施行細則

現行細則			改正細則	備考																																				
(料金の納入期日及び納入方法) 第5条 業務規程第10条第8項に規定する料金の納入期日及び納入方法は、次のとおりとする。			(料金の納入期日及び納入方法) 第5条 業務規程第10条第8項に規定する料金の納入期日及び納入方法は、次の各号に定める とおりとする。 <u>一 実務修習の受講申込みに当たって納入する料金の納入期日及び納入方法</u>	改正5条																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>課程</th><th>納入期日</th><th>納入方法</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>講義</td><td>講義開始の7日前</td><td>本会の指定口座に振り込む</td></tr> <tr> <td>基本演習</td><td>基本演習開始の7日前</td><td>本会の指定口座に振り込む</td></tr> <tr> <td>実地演習</td><td>実地演習実施機関が指定する日</td><td>実地演習実施機関が指定する方法</td></tr> <tr> <td>審査料金</td><td>実務修習期間の開始日の7日前</td><td>本会の指定口座に振り込む</td></tr> <tr> <td>物件調査実地演習及び一般実地演習のみなし履修の審査料金</td><td>実務修習期間の開始日の30日前</td><td>本会の指定口座に振り込む</td></tr> <tr> <td>修了考查</td><td>修了考查開始日の7日前</td><td>本会の指定口座に振り込む</td></tr> </tbody> </table>			課程	納入期日	納入方法	講義	講義開始の7日前	本会の指定口座に振り込む	基本演習	基本演習開始の7日前	本会の指定口座に振り込む	実地演習	実地演習実施機関が指定する日	実地演習実施機関が指定する方法	審査料金	実務修習期間の開始日の7日前	本会の指定口座に振り込む	物件調査実地演習及び一般実地演習のみなし履修の審査料金	実務修習期間の開始日の30日前	本会の指定口座に振り込む	修了考查	修了考查開始日の7日前	本会の指定口座に振り込む	<table border="1"> <thead> <tr> <th>課程</th><th>納入期日</th><th>納入方法</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>講義</td><td>実務修習期間開始日の7日前 (注) ただし、規程第32条の規定に基づき実地演習における一部の演習を履修したものとする取扱いの適用を受けようとする申込者については、実務修習期間開始日の30日前。</td><td>本会の指定口座に振り込む</td></tr> <tr> <td>実地演習 (審査料)</td><td>実地演習実施機関が指定する日</td><td>本会の指定口座に振り込む</td></tr> <tr> <td>実地演習 (受講料)</td><td>実地演習実施機関が指定する方法</td><td>本会の指定口座に振り込む</td></tr> <tr> <td>修了考查</td><td>修了考查開始日の7日前</td><td>本会の指定口座に振り込む</td></tr> </tbody> </table>	課程	納入期日	納入方法	講義	実務修習期間開始日の7日前 (注) ただし、規程第32条の規定に基づき実地演習における一部の演習を履修したものとする取扱いの適用を受けようとする申込者については、実務修習期間開始日の30日前。	本会の指定口座に振り込む	実地演習 (審査料)	実地演習実施機関が指定する日	本会の指定口座に振り込む	実地演習 (受講料)	実地演習実施機関が指定する方法	本会の指定口座に振り込む	修了考查	修了考查開始日の7日前	本会の指定口座に振り込む	<ul style="list-style-type: none"> 一号…本会に納入する料金は、現行の運用上の取扱いでは、講義・基本演習・実地演習に係る合計金額を指定期日までに一括振込みとしていることを踏まえ、課程ごとの分割振込みから一括振込みに変更。(改正規程10条4項と同趣旨)
課程	納入期日	納入方法																																						
講義	講義開始の7日前	本会の指定口座に振り込む																																						
基本演習	基本演習開始の7日前	本会の指定口座に振り込む																																						
実地演習	実地演習実施機関が指定する日	実地演習実施機関が指定する方法																																						
審査料金	実務修習期間の開始日の7日前	本会の指定口座に振り込む																																						
物件調査実地演習及び一般実地演習のみなし履修の審査料金	実務修習期間の開始日の30日前	本会の指定口座に振り込む																																						
修了考查	修了考查開始日の7日前	本会の指定口座に振り込む																																						
課程	納入期日	納入方法																																						
講義	実務修習期間開始日の7日前 (注) ただし、規程第32条の規定に基づき実地演習における一部の演習を履修したものとする取扱いの適用を受けようとする申込者については、実務修習期間開始日の30日前。	本会の指定口座に振り込む																																						
実地演習 (審査料)	実地演習実施機関が指定する日	本会の指定口座に振り込む																																						
実地演習 (受講料)	実地演習実施機関が指定する方法	本会の指定口座に振り込む																																						
修了考查	修了考查開始日の7日前	本会の指定口座に振り込む																																						
<p>備考：振込み手数料は、すべて受講者の負担とし、一旦納入した料金は、原則として返還しない。</p> <p>ただし、講義、基本演習、実地演習のいずれかの課程若しくは全部について、当該開始日までに受講の取消しを申し出た場合又は受講開始日から実務修習期間の終わる日までにおいて、講義、基本演習、実地演習のいずれかの課程若しくは全部について、すべて受講しなかった場合には、当該課程の料金に限り全額返還する(振込み手数料を控除した額を受講者の指定口座に振り込む)。</p> <p><u>(新設)</u></p>			<p>備考：1 本会の指定口座に振り込む料金は、修了考查に係る料金を除き、上表の納入期日の欄に定める期日までに一括して振り込むものとする。</p> <p>2 振込み手数料は、すべて申込者の負担とし、一旦納入した料金は、原則として返還しない。</p> <p>ただし、講義、基本演習、実地演習のいずれかの課程若しくは全部について、当該開始日までに受講の取消しを申し出た場合又は受講開始日から実務修習期間の終わる日までにおいて、講義、基本演習、実地演習のいずれかの課程若しくは全部について、すべて受講しなかった場合には、当該課程の料金に限り全額返還する(振込み手数料を控除した額を修習生の指定口座に振り込む)。</p> <p><u>二 規程第30条第1項の規定に基づき実務修習期間内に再履修する場合に当たって納入する料金の納入期日及び納入方法</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>課程</th><th>納入期日</th><th>納入方法</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実地演習 (審査料)</td><td>別表第2の期間内再履修時履修期限の欄に定める期日の7日前</td><td>本会の指定口座に振り込む</td></tr> <tr> <td>実地演習 (受講料)</td><td>実地演習実施機関が指定する日</td><td>実地演習実施機関が指定する方法</td></tr> </tbody> </table> <p>備考：振込み手数料は、すべて修習生の負担とし、一旦納入した料金は、原則として返還しない。</p>	課程	納入期日	納入方法	実地演習 (審査料)	別表第2の期間内再履修時履修期限の欄に定める期日の7日前	本会の指定口座に振り込む	実地演習 (受講料)	実地演習実施機関が指定する日	実地演習実施機関が指定する方法	<ul style="list-style-type: none"> 二号…改正規程30条に基づく実務修習期間内再履修における料金の納入について規定を新設。 																											
課程	納入期日	納入方法																																						
実地演習 (審査料)	別表第2の期間内再履修時履修期限の欄に定める期日の7日前	本会の指定口座に振り込む																																						
実地演習 (受講料)	実地演習実施機関が指定する日	実地演習実施機関が指定する方法																																						

実務修習業務規程施行細則

現行細則	改正細則	備 考															
(新設)	<p><u>三 規程第 31 条第 2 項の規定に基づき実務修習期間を延長する場合に当たって納入する料金の納入期日及び納入方法</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>課 程</th><th>納 入 期 日</th><th>納 入 方 法</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>講 義</td><td>当初申請の実務修習期間終了年 の 11 月末日</td><td>本会の指定口座に振り込む</td></tr> <tr> <td>基本演習</td><td></td><td>本会の指定口座に振り込む</td></tr> <tr> <td>実地演習 (審査料)</td><td>当初申請の実務修習期間終了年 の 12 月末日</td><td>実地演習実施機関が指定する方法</td></tr> <tr> <td>実地演習 (受講料)</td><td>実地演習実施機関が指定する日</td><td>実地演習実施機関が指定する方法</td></tr> </tbody> </table> <p>備考：振込手数料は、すべて修習生の負担とし、一旦納入した料金は、原則として返還しない。</p> <p><u>四 第二号の規定は、第 20 条第 5 項及び第 6 項の規定による審査の結果、同項に規定する実務経験を有すると認められなかった場合に準用する。この場合、第二号に掲げる表において納入期日の欄中「期間内再履修時履修期限の欄」とあるのは、「当初期間履修期限の欄」と読み替えるものとする。</u></p>	課 程	納 入 期 日	納 入 方 法	講 義	当初申請の実務修習期間終了年 の 11 月末日	本会の指定口座に振り込む	基本演習		本会の指定口座に振り込む	実地演習 (審査料)	当初申請の実務修習期間終了年 の 12 月末日	実地演習実施機関が指定する方法	実地演習 (受講料)	実地演習実施機関が指定する日	実地演習実施機関が指定する方法	<ul style="list-style-type: none"> 三号…改正規程 31 条に基づく実務修習期間を延長した場合の再履修における料金の納入について規定を新設。
課 程	納 入 期 日	納 入 方 法															
講 義	当初申請の実務修習期間終了年 の 11 月末日	本会の指定口座に振り込む															
基本演習		本会の指定口座に振り込む															
実地演習 (審査料)	当初申請の実務修習期間終了年 の 12 月末日	実地演習実施機関が指定する方法															
実地演習 (受講料)	実地演習実施機関が指定する日	実地演習実施機関が指定する方法															
(新設)		<ul style="list-style-type: none"> 四号…みなし履修申請が非認定だった場合、通常期間において当該非認定だった案件を履修する場合における料金の徴収根拠を明文化。 															
2 前項の規定は、再受講する場合に準用する。	(削除)	<ul style="list-style-type: none"> 現行 5 条 2 項…再受講（再履修）する場合の料金の納入については、改正各号に規定を新設したため、本規定は削除。 															
(実施機関の認定手続き)	(実地演習実施機関の認定手続き)	<ul style="list-style-type: none"> 改正 6 条 1 項…規程の委任を受ける旨の規定を新設。 															
第 6 条	<p><u>第 6 条 規程第 11 条第 3 項に規定する実地演習実施機関の申請及び認定の手続については、次に規定するものとする。</u></p> <p>2 規程第 11 条第 1 項第一号に規定する実地演習実施機関認定申請書は、様式 3 とする。</p> <p>2 実地演習実施機関として認定を受けようとする者は、実地演習を実施する場所（以下、「演習実施場所」という。）ごとに、前項に規定する実地演習実施機関認定申請書のほか、次に掲げる書面を本会に提出するものとする。</p> <p>一 様式 4 による誓約書（規程第 11 条第 2 項第三号、第四号関係）</p> <p>二 不動産鑑定業者である場合は、国又は都道府県が発行した不動産鑑定業者登録通知書の写し</p>	<p>規程第 11 条第 1 項第一号に規定する実地演習実施機関認定申請書は、様式 3 とする。</p> <p>3 実地演習実施機関として認定を受けようとする者は、実地演習を実施する場所（以下、「演習実施場所」という。）ごとに、前項に規定する実地演習実施機関認定申請書のほか、次に掲げる書面を本会に提出するものとする。</p> <p>一 様式 4 による誓約書（規程第 11 条第 2 項第三号、第四号関係）</p> <p>(削除)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 現行 6 条 2 項第二号…改正規程 11 条 2 項五号に、本会正会員である要件を追加したことにより、本会登録事項の確認が可能となるため、削除。 以下、号番号の繰り下げ。 														

実務修習業務規程施行細則

現行細則	改正細則	備 考
<p>三 規程第 12 条から第 14 条までに規定する本会の是正措置及び認定の取消しに従う旨、規程第 15 条の実地演習の休廃止には本会の承認を要する旨、規程第 22 条第 2 項に規定する実地演習の指導者等に関する代替措置の実施義務、規程第 24 条第 2 項に規定する実地演習の実施条件を遵守する旨及び規程第 45 条に規定する守秘義務を遵守する旨の同意書</p> <p>四 当該機関が規程第 11 条第 2 項第五号の大学である場合は、不動産鑑定士の資格を有する教授、准教授又は講師を有し、不動産鑑定評価に関する知識及び技能を修得するのに必要な電子機器等を使用して適切に実地演習の課程を指導することができる旨を記載した書類</p> <p>3 本会は、前項の規定により提出された実地演習場所について、実地演習を行うことが適當と認めた場合は、本会が備える演習実施場所登録簿に登録するものとする。</p> <p>4 規程第 11 条第 2 項の規定により認定を受けた実地演習実施機関は、次に掲げる事由が生じたときには、直ちにその理由を付し本会に届け出なければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 実地演習実施機関認定申請書の内容に変更があったとき 二 演習実施場所を変更するとき 三 実地演習の全部又は一部を休止又は廃止するとき <p>(指導者等の任命、派遣又は認定の手続き)</p> <p>第 7 条 規程第 17 条第 8 項に規定する指導者等の任命、派遣又は認定の手続きについては、次条及び第 10 条から第 12 条までに規定するものとする。</p> <p>(講義及び基本演習の指導者等の任命手続き)</p> <p>第 8 条 講義及び基本演習の指導者等（以下、「講師等」という。）は、実務修習期間が開始する日までに、本会に対し、次に掲げる書類を提出しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 講師等が不動産鑑定士である場合には、法第 17 条第 3 項の定めるところにより登録された不動産鑑定士の登録通知書の写し 二 講師等が不動産鑑定士である場合には、規程第 18 条第一号及び第四号に該当することについて、現に所属する不動産鑑定事務所の代表者が作成した証明書 三 講師等が不動産鑑定士以外の者である場合には、当該講師等が自ら作成した履歴書（本人の押印があるもの） 四 様式 5 による誓約書（規程第 18 条第二号、第三号関係） 五 様式 6 による誓約書 六 様式 7 による同意書 <p>2 前項第五号に規定する誓約書には、規程第 19 条及び第 20 条第 1 項に規定する本会の是正措</p>	<p>二 規程第 12 条から第 14 条までに規定する本会の是正措置及び認定の取消しに従う旨、規程第 15 条に規定する実地演習の休廃止には本会の承認を要する旨、規程第 22 条第 2 項に規定する実地演習の指導者等に関する代替措置の実施義務、規程第 24 条第 2 項に規定する実地演習の実施条件を遵守する旨及び規程第 47 条に規定する守秘義務を遵守する旨の同意書（様式 5 とする。）</p> <p>三 当該機関が規程第 11 条第 2 項第六号に規定する大学である場合は、不動産鑑定士の資格を有する教授、准教授又は講師を有し、不動産鑑定評価に関する知識及び技能を修得するのに必要な電子機器等を使用して適切に実地演習の課程を指導することができる旨を記載した書類</p> <p>4 本会は、前項の規定により提出された演習実施場所について、実地演習を行うことが適當と認めた場合は、本会が備える演習実施場所登録簿に登録するものとする。</p> <p>5 規程第 11 条第 2 項の規定に基づき認定を受けた実地演習実施機関は、次に掲げる事由が生じたときには、直ちにその理由を付し本会に届け出なければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 実地演習実施機関認定申請書の内容に変更があったとき。 二 演習実施場所を変更するとき。 三 実地演習の全部又は一部を休止又は廃止するとき。 <p>(指導者等の任命、派遣又は認定の手続き)</p> <p>第 7 条 規程第 17 条第 8 項に規定する指導者等の任命、派遣又は認定の手続きについては、次条及び第 10 条から第 12 条までに規定するものとする。</p> <p>(講義及び基本演習の講師の任命手続き)</p> <p>第 8 条 講義及び基本演習の講師（以下、「講師等」という。）は、実務修習期間が開始する日までに、本会に対して、次に掲げる書類を提出しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>二 講師等が不動産鑑定士である場合には、規程第 18 条第一号及び第四号に規定する基準に該当することについて、現に所属する不動産鑑定業者の代表者が作成した証明書</p> <p>二 講師等が不動産鑑定士以外の者である場合には、当該講師等が自ら作成した履歴書（本人の押印があるもの）</p> <p>三 様式 6 による誓約書（規程第 18 条第二号、第三号関係）</p> <p>四 様式 7 による誓約書</p> <p>五 様式 8 による同意書</p> <p>2 前項第四号に規定する誓約書には、規程第 19 条及び第 20 条第 1 項に規定する本会の是正措</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・改正二号…引用する規程の条番号等の繰り下げにより変更。以下同じ。本号の同意書を様式 5 として新設。 ・改正三号…鑑定業に従事していない修習生等でも、実地演習の指導が受けられる機関の拡大を図るため、不動産鑑定士の資格を有する教授等在籍要件を削除。（現行規程 11 条 2 項五号の削除と同趣旨） ・8 条 1 項…文言の修正。 ・現行一号…改正規程 18 条四号に、本会正会員である要件を追加したことにより、本会登録事項の確認が可能となったため、削除。 ・以下、号番号の繰り下げ。 ・改正一号…証明事項の一部削除。法律上の文言に修正。

実務修習業務規程施行細則

現行細則	改正細則	備考
<p>置、解任及び認定の取消しに従う旨を、前項第六号の同意書には規程第 21 条に規定する辞任又は認定の取消しの申し出は遅くとも 1 ヶ月前までにすること及び規程第 24 条第 1 項に規定する指導者等の指導方法の条件に従う旨を記載しなければならない。</p> <p>3 本会は、第 1 項に規定する書類の提出があった場合において、規程第 18 条に定める基準に適合すると認めた場合には、直ちに、国土交通大臣に対し、施行規則第 6 条第 1 項第三号の規定に基づき添付した登録指導者等名簿に登録するための報告を行うと共に、本会が備える登録指導者等名簿に記載するものとする。</p> <p>(実地演習の指導者の認定の手続き)</p> <p>第 9 条 実地演習を指導する指導者は、実務修習期間が開始する日までに、次条に規定する書類を本会に提出しなければならない。</p> <p>2 前条の書類の提出があった場合においては、前条第 3 項の規定を準用する。</p> <p>3 前項の規定は、実地演習の指導者等の登録事項に変更があったときに準用する。</p>	<p>置、解任及び認定の取消しに従う旨を、前項第五号に規定する同意書には規程第 21 条に規定する辞任又は認定の取消しの申し出は遅くとも 1 ヶ月前までにすること及び規程第 24 条第 1 項に規定する指導者等の指導方法の条件に従う旨を記載しなければならない。</p> <p>3 本会は、第 1 項に規定する書類の提出があった場合において、規程第 18 条に規定する基準に適合すると認めた場合には、遅滞なく、国土交通大臣に対して、施行規則第 6 条第 1 項第三号の規定に基づき添付した登録指導者等名簿に登録するための報告を行うとともに、本会が備える登録指導者等名簿に記載するものとする。</p> <p>(実地演習の指導者の認定の手続き)</p> <p>第 9 条 実地演習を指導する指導者は、実務修習期間が開始する日までに、次条に規定する書類を本会に提出しなければならない。</p> <p>2 次条の書類の提出があった場合においては、前条第 3 項の規定を準用する。</p> <p>3 前項の規定は、実地演習の指導者等の登録事項に変更があったときに準用する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 8 条 3 項…現状の報告時期に合わせて変更。
<p>(実地演習の指導者の提出書類)</p> <p>第 10 条 規程第 17 条第 5 項第一号に規定する指導者等認定申請書は、様式 8 のとおりとする。</p> <p>2 規程第 17 条第 5 項第二号に規定する書類は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 法第 17 条第 3 項の定めるところにより登録された不動産鑑定士の登録通知書の写し</p> <p>二 規程第 18 条第一号及び第四号に該当することについて、現に所属する不動産鑑定事務所の代表者が作成した証明書</p> <p>三 様式 5 による誓約書（規程第 18 条第二号、第三号関係）</p> <p>四 様式 6 による誓約書</p> <p>五 様式 7 による同意書</p> <p>3 前項第四号及び第五号に規定する誓約書の記載については、第 8 条第 2 項を準用する。</p> <p>(指導者等の任命又は認定)</p> <p>第 11 条 本会は、規程第 17 条第 1 項から第 7 項に定める事項及び規程第 18 条に規定する基準を満たしていると認めた場合には、講義、基本演習又は実地演習の指導者等として任命又は認定し、本会が備える登録指導者等名簿に記載するとともに、すみやかに本会ホームページにより公示するものとする。</p>	<p>(実地演習の指導者の提出書類)</p> <p>第 10 条 規程第 17 条第 5 項第一号に規定する指導者等認定申請書は、様式 9 のとおりとする。</p> <p>2 規程第 17 条第 5 項第二号に規定する書類は、次に掲げるものとする。</p> <p>(削除)</p> <p>二 規程第 18 条第一号及び第四号に規定する基準に該当することについて、現に所属する不動産鑑定業者の代表者が作成した証明書（この証明書は、第 1 項に規定する様式 9 の記載をもって代えることができる。）</p> <p>二 様式 6 による誓約書（規程第 18 条第二号、第三号関係）</p> <p>三 様式 7 による誓約書</p> <p>四 様式 8 による同意書</p> <p>3 前項第三号に規定する誓約書及び第四号に規定する同意書の記載については、第 8 条第 2 項の規定を準用する。</p> <p>(指導者等の任命又は認定)</p> <p>第 11 条 本会は、規程第 17 条第 1 項から第 7 項までに規定する事項及び規程第 18 条に規定する基準を満たしていると認めた場合には、講義、基本演習又は実地演習の指導者等として任命又は認定し、本会が備える登録指導者等名簿に記載するとともに、速やかに本会ホームページにより公示するものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 9 条 2 項…条数の修正。 9 条 3 項…文言の修正。 10 条 2 項 <ul style="list-style-type: none"> 現行一号…改正規程 18 条四号に、本会正会員である要件を追加したことにより、本会登録事項の確認が可能となったため、削除。 以下、号番号の繰り下げ。 改正一号…証明事項の一部削除。法律上の文言に修正。 10 条 3 項…文言の修正。 11 条…文言の修正。

実務修習業務規程施行細則

現行細則	改正細則	備考
<p>(実地演習実施大学に対する実地演習の指導者等の派遣手続き)</p> <p>第 12 条 実地演習実施大学（以下、「大学」という。）に対する実地演習の指導者等の派遣手続きについては、次の各号に規定するものとする。</p> <p>一 大学は、本会に指導者の派遣を求める場合は、毎年度ごとに、大学が決めた受講者応募定員数を勘案して、実務修習期間開始の日の 90 日前までに規程第 24 条第 2 項第一号の規定を満たすことができるよう派遣を求める指導者の人数を確定して派遣要請を行わなければならない。</p> <p>二 大学の派遣要請に応じて、本会の会長は派遣する指導者を選任し、信任したものとの同意を得て大学に派遣するものとする。</p> <p>三 本会は派遣した指導者の名簿を作成し保管するとともに、当該指導者名とその派遣先の大学名を、本会のホームページにより公示するものとする。</p> <p>四 派遣した指導者は、実務修習機関の内外に対し、派遣先大学名を冠した実地演習指導鑑定士の名称（○○大学実地演習指導鑑定士□□）を使用することができる。</p> <p>五 派遣する指導者の報酬は、本会と大学が協議して定め、大学から直接支給するものとする。</p> <p>六 大学は、実務修習の受講申込が締切られた時点において、当該大学の第一号の受講申込者の人数に応じて、派遣者の増減を本会に申入れができる。この場合本会は大学の申入れに応じて必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>七 その他、実務修習期間中に派遣した指導鑑定士がやむを得ない事情により実地演習の指導を継続することができなくなった場合、その他大学の実地演習の指導に支障が生じた場合又はそのおそれがある場合には、本会は、指導者の追加派遣等について大学と協議するものとする。</p>	<p>(実地演習実施大学に対する実地演習の指導者等の派遣手続き)</p> <p>第 12 条 実地演習実施大学（以下、「大学」という。）に対する実地演習の指導者等の派遣手続きについては、次の各号に規定するものとする。</p> <p>一 大学は、本会に指導者の派遣を求める場合は、毎年度ごとに、大学が決めた受講者応募定員数を勘案して、実務修習期間開始の日の 90 日前までに規程第 24 条第 2 項第一号に規定する事項を満たすことができるよう派遣を求める指導者の人数を確定して派遣要請を行わなければならない。</p> <p>二 大学の派遣要請に応じて、本会の会長は派遣する指導者を選任し、信任したものとの同意を得て大学に派遣するものとする。</p> <p>三 本会は派遣した指導者の名簿を作成し保管するとともに、当該指導者名とその派遣先の大学名を、本会のホームページにより公示するものとする。</p> <p>四 派遣した指導者は、実務修習機関の内外に対し、派遣先大学名を冠した実地演習指導鑑定士の名称（○○大学実地演習指導鑑定士□□）を使用することができる。</p> <p>五 派遣する指導者の報酬は、本会と大学が協議して定め、大学から直接支給するものとする。</p> <p>六 大学は、実務修習の受講申込みが締切られた時点において、当該大学の第一号の受講申込者の人数に応じて、派遣者の増減を本会に申し入れができる。この場合、本会は大学の申入れに応じて必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>七 その他、実務修習期間中に派遣した指導者がやむを得ない事情により実地演習の指導を継続することができなくなった場合、その他大学の実地演習の指導に支障が生じた場合又はそのおそれがある場合には、本会は、指導者の追加派遣等について大学と協議するものとする。</p>	
<p>(実務修習の実施に関して指導者等が留意すべき事項)</p> <p>第13条 規程第 24 条第 1 項第五号に規定する実務修習の実施に当たって指導者等が留意すべき事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 修習生に対する指導、習得の確認等において公平に取り扱うこと</p> <p>二 テスト及び机上演習問題等の水準が同一となるよう努めること</p>	<p>(実務修習の実施に関して指導者等が留意すべき事項)</p> <p>第13条 規程第 24 条第 1 項第五号に規定する実務修習の実施に当たって指導者等が留意すべき事項については、次に掲げるものとする。</p> <p>一 修習生に対する指導、修得の確認等において公平に取り扱うこと</p> <p>二 講義の科目間における確認テスト及び机上演習問題等の水準が同一となるよう努めること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・13 条一号…文言の修正（以下の「習得」も同様）。 ・13 条二号…文言の修正。
<p>(講義の実施に関する事項)</p> <p>第14条 規程第 25 条第 8 項に規定する講義に関して必要な事項は、次の各号に規定するものとする。</p> <p>一 講義は、前期 3 日間及び後期 3 日間の連続する 2 期で実施する集合形式による講義及びインターネットを利用した通信形式による講義を合わせて 1 単元とする。</p> <p>二 講義の実施にあたり、本会は、原則として前期及び後期の講義が開講される日の前 60 日までに、各講義の教材を本会事務所内において、本会の会員に供覧し、内容についての意見を求めるものとする。</p> <p>三 修習生は、規程第 23 条第 2 項に規定する実務修習の期間に関わらず、実務修習期間の開始後もっとも早い時期に実施される講義を受講しなければならない。</p>	<p>(講義に関して必要な事項)</p> <p>第14条 規程第 25 条第 6 項に規定する講義に関して必要な事項については、次の各号に規定するものとする。</p> <p>一 講義は、すべての科目を合わせて 1 単元とする。</p> <p>二 講義の実施に当たり、本会は、原則として前期及び後期の講義が開始される日の前 60 日までに、各講義の教材を本会事務所内において、本会の会員に供覧し、内容についての意見を求めることができる。</p> <p>三 修習生は、規程第 23 条第 2 項各号に規定する実務修習の期間ごとに、次に定める期日までに講義を受講しなければならない。 イ 1 年コース 実務修習期間開始年の翌年の 3 月 31 日</p>	<p>14 条</p> <ul style="list-style-type: none"> ・柱書…引用する規程の項番号の繰り上げにより変更。 ・一号二号…全講義科目が e ラーニングに移行するため変更。 ・三号…e ラーニングによる講義の受講期間を設定し変更。

実務修習業務規程施行細則

現行細則	改正細則	備 考
<p>四 前号の規定は、実務修習を再受講する場合又は実務修習の課程を再履修する場合若しくは第17条の規定により実務修習の期間を延長した場合に準用する。</p>	<p>ロ 2年コース 実務修習期間開始年の翌年の10月31日</p> <p>四 前号<u>1</u>の規定は、<u>実務修習を再受講する場合又は実務修習の課程を再履修する場合若しくは第18条</u>の規定に基づき実務修習の期間を延長した場合に準用する。<u>この場合、前号イ中「実務修習期間開始年」とあるのは、「実務修習延長期間開始年」と読み替えるものとする。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> 四号…改正三号の受講期間の設定により、修習生が当該期間内に受講できなかった場合、実務修習期間内の再履修は認められない（改正規程30条2項）ため、前段の文言を削除。また、後段において、実務修習期間を延長して再履修する場合の受講期限に係る規定を新設。
<p>五 修習生は、規程第25条第4項に係る欠席事由が発生した場合において、欠席事由が発生した日の翌日から起算して7日以内に、本会に対し、その事由を証する書面を提出しなければならない。</p>	<p>(削除)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 現行五号六号…集合形式を前提とした規定のため削除。
<p>六 前号の場合において、第27条の規定により、本会が当該欠席をやむを得ないものと認めるときは、同条の規定により当該欠席の代替措置を実施するものとする。</p>	<p>(削除)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 以下、号番号を繰り上げ。
<p>七 規程第17条第1項の規定により任命された講師は、原則として、講義中に演習を取り入れ、修習生に問題の解答を作成させ、講師による解説等を通して修習生が自ら習熟度を点検することができるようにならなければならない。</p>	<p>五 規程第17条第1項の規定に基づき任命された講師は、原則として、講義中に演習を取り入れ、修習生に問題の解答を作成させ、講師による解説等を通して修習生が自ら習熟度を点検することができるようにならなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 改正六号…現行の集合形式で実施している確認テストについて、eラーニングにおいても実施する旨を明文化。
<p>(新設)</p>	<p>六 本会は、修習生の習熟度を確認するため、原則として、科目ごとに確認テストを実施しなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 現行八号…改正規程25条4項・5項において同様の規定が置かれているため、削除。
<p>八 講義に関する第27条に規定する様式9に定める事項を記載した報告書、講義の欠席その他講義の単元の習得状況については、本会は、規程第9章に規定する実務修習審査会における調査及び審議に係る答申に基づき、当該単元の習得の認定の適否その他必要な措置を決定するものとする。</p>	<p>(削除)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 15条
<p>(基本演習の実施に関する事項)</p> <p>第15条 規程第26条第5項に規定する基本演習に関して必要な事項は、次の各号に規定するものとする。</p> <p>一 基本演習は各段階ともに2日間実施し、当該二段階を1単元とする。</p> <p>二 前条第三号から第六号まで及び第八号の規定はこれを基本演習に準用する。</p>	<p>(基本演習に関して必要な事項)</p> <p>第15条 規程第26条第5項に規定する基本演習に関して必要な事項については、次の各号に規定するものとする。</p> <p>一 基本演習は、全4段階を1単元とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 改正一号…実施段階の増加により変更。 現行二号…この規定により準用される講義に係る規定の改廃により、この規定は削除。
	(削除)	

実務修習業務規程施行細則

現行細則	改正細則	備 考
<p><u>(新設)</u></p> <p>三 修習生は、第一号に定める単元を取得するために、基本演習に係る鑑定評価報告書及び関連資料（以下、「基本演習報告書等」という。）を作成し、当該演習実施期間の最終日に提出しなければならない。</p> <p>四 基本演習の指導者は、前号に定める基本演習報告書等の提出を受けた場合において、提出された内容に不備又は不適切な部分があると認められたときは、修習生に対し、1回に限り、修正又は必要な部分について再提出を求めるものとする。</p> <p>五 前項の修正又は再提出された基本演習報告書等について、指導者が、その内容について不十分と認めた場合には、本会は、規程第9章に定める実務修習審査会における調査及び審議に係る答申に基づき、当該単元の習得の認定の適否その他必要な措置を決定するものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>二 修習生は、規程第23条第2項各号に規定する実務修習期間ごとに、次に定める年に実施される基本演習を受講しなければならない。</p> <p>イ 1年コース 実務修習期間開始年の翌年</p> <p>ロ 2年コース 実務修習期間開始年の翌々年</p> <p>三 前号イの規定は、第18条の規定に基づき実務修習の期間を延長した場合に準用する。この場合、前号イ中「実務修習期間開始年」とあるのは、「実務修習延長期間開始年」と読み替えるものとする。</p> <p>四 修習生は、第一号に規定する単元を取得するために、基本演習に係る鑑定評価報告書及び関連資料（以下、「基本演習報告書等」という。）を作成し、当該演習実施期間の最終日から起算して10日以内に提出しなければならない。</p> <p>五 基本演習の講師は、前号に規定する基本演習報告書等の提出を受けた場合において、提出された内容に不備又は不適切な部分があると認められたときは、修習生に対して、1回に限り、修正又は必要な部分について再提出を求めるものとする。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>六 修習生は、規程第26条第2項第一号に規定する欠席事由が発生した場合において、欠席事由が発生した日の翌日から起算して7日以内に、本会に対して、その事由を証する書面を提出しなければならない。</p> <p>七 本会は、前号の場合において、当該欠席を災害、事故又は3親等以内の親族の死亡その他やむを得ない事由によって出席することが困難と認めるときは、各段階1日以内（年間を通して4日以内）の欠席に限り、様式10に定める事項を記載した報告書を、原則として、第四号に規定する期日までに本会に提出することによって基本演習を受講したものとみなす。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・改正二号…現行ではコースの別なく、実務修習期間の1年目に受講しなければならなかつた（現行15条二号・現行14条三号）が、より学習効果の高いスケジュールとするため、改正後はコースごとに受講時期を別にする旨の規定新設。 ・改正三号…実務修習期間を延長して基本演習を再履修する場合の受講時期に係る規定を新設。 ・以下、号番号繰り下げ。 ・改正四号…基本演習報告書の提出は、現行では演習実施日に提出させているが、改正後は後日提出に変更する。 ・改正五号…指導を徹底する観点から、再提出回数に係る規定を削除。 文言の修正。 ・現行五号…改正規定26条3項・4項において同様の規定が置かれているため、削除。 ・改正六号…現行15条二号の削除により、同号で準用していた現行14条五号の規定を移動。 ・改正七号…現行27条の規定の趣旨をもとに、やむを得ない事由による欠席の措置に係る規定を新設。

実務修習業務規程施行細則

現行細則	改正細則	備考
(新設)	<p><u>八 前号に規定する様式 10 に定める事項を記載した報告書、基本演習の欠席その他基本演習の単元の修得状況については、本会は、規程第 10 章に規定する実務修習審査会における調査及び審議に係る答申に基づき、当該単元の修得の認定の適否その他必要な措置を決定するものとする。</u></p> <p><u>九 本会は、基本演習の各段階において、修習生に当該段階で演習を行う類型に関連する知識及び技能を修得させるため、有識者による講習を行うことができる。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・改正 15 条八号…現行 15 条二号の削除により、同号で準用していた現行 14 条八号の規定を移動。 ・改正九号…基本演習において有識者による講習を実施できる旨の規定を新設。
(実地演習の実施に関する事項)	(実地演習に関して必要な事項)	
<p>第 16 条 規程第 27 条第 10 項に規定する実地演習に関して必要な事項は、次の各号に規定するものとする。</p> <p>一 実地演習は、原則として、実務修習期間開始日から起算して 30 日以内に開始しなければならない。 <u>ただし、実地演習の期間について規程第 23 条第 2 項第二号の 2 年又は第三号の 3 年を選択した場合はこの限りではない。</u></p> <p>二 実地演習は、実地演習の指導者が指導するものとする。</p> <p>三 修習生は、実地演習実施大学（以下、「大学」という。）において実地演習を受講する場合は、第 4 条に定める実務修習の受講申請書とは別に、あらかじめ大学が定める様式により、実地演習受講申込を大学に行うものとする。</p> <p>四 実施機関の演習実施場所には、修習生が使用できるパソコンを少なくとも修習生 5 名に 1 台の割合で、設置するものとする。 <u>ただし、修習生が、前号の規定により備え付けられたパソコンのほか、指導者の指導に従って、自ら所有するパソコンを用いて鑑定評価報告書を作成することを妨げない。</u></p> <p>五 大学は、あらかじめ、その学内において演習を実施できる施設を特定し、実務修習期間開始の 60 日前までに、書面を用いて本会に報告するものとする。</p> <p>六 修習生は、原則として 1 週間のうち少なくとも 1 日以上は実地演習実施機関に赴き、直接指導者による指導を受けなければならない。</p> <p>七 大学は、少なくとも修習生 20 名に 1 台の割合で、鑑定評価に必要なレベル以上の建築形態 CAD システムの機能を有する機器を受講生が使用できるように設置しなければならない。</p> <p>八 大学における実地演習に係る現地確認等に要する交通費及び法務局の閲覧料は、修習生の負担とし、事例資料の収集費用、本会及び都道府県不動産鑑定士協会の事務所での閲覧費用、その他受講生が鑑定評価書作成に必要であると指導者が認めた費用は、大学が負担する。</p> <p>九 規程第 27 条第 2 項に規定する物件調査実地演習（以下、「物件調査実地演習」という。）に係る物件調査に関する事項について記載する報告書は、<u>様式 10</u>とする。</p> <p>十 規程第 27 条第 1 項に規定する一般実地演習（以下、「一般実地演習」という。）は、規程</p>	<p>第 16 条 規程第 27 条第 10 項に規定する実地演習に関して必要な事項については、次の各号に規定するものとする。</p> <p>一 実地演習は、原則として、実務修習期間開始日から起算して 30 日以内に開始しなければならない。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>二 実地演習は、実地演習の指導者が指導するものとする。</p> <p>三 修習生は、実地演習実施大学（以下、「大学」という。）において実地演習を受講する場合は、第 4 条に規定する実務修習の受講申請書とは別に、あらかじめ大学が定める様式により、実地演習受講申込みを大学に行うものとする。</p> <p>四 実地演習実施機関の演習実施場所には、修習生が使用できるパソコンを少なくとも修習生 5 名に 1 台の割合で、設置するものとする。 <u>ただし、修習生が、当該備え付けられたパソコンのほか、指導者の指導に従って、自ら所有するパソコンを用いて鑑定評価報告書を作成することを妨げない。</u></p> <p>五 大学は、あらかじめ、その学内において演習を実施できる施設を特定し、実務修習期間開始日までの 60 日前までに、書面を用いて本会に報告するものとする。</p> <p>六 修習生は、原則として、規程第 23 条第 2 項各号に規定する実務修習期間ごとに、次の各号に定めるとおり、実地演習実施機関に赴き、直接指導者による指導を受けなければならない。</p> <p><u>イ 1 年コース 1 週間のうち少なくとも 1 日以上</u> <u>ロ 2 年コース 2 週間のうち少なくとも 1 日以上</u></p> <p>七 大学は、少なくとも修習生 20 名に 1 台の割合で、鑑定評価に必要なレベル以上の建築形態 CAD システムの機能を有する機器を修習生が使用できるように設置しなければならない。</p> <p>八 大学における実地演習に係る現地確認等に要する交通費及び法務局の閲覧料は、修習生の負担とし、事例資料の収集費用、資料閲覧料基準に規定する資料閲覧利用料、その他修習生が鑑定評価報告書作成に必要であると指導者が認めた費用は、大学が負担する。</p> <p>九 規程第 27 条第 1 項に規定する物件調査実地演習（以下、「物件調査実地演習」という。）に係る物件調査に関する事項について記載する報告書（以下、「物件調査実地演習報告書」という。）は、<u>様式 11</u>とする。</p> <p>十 規程第 27 条第 1 項に規定する一般実地演習（以下、「一般実地演習」という。）は、規程</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・現行 16 条一号但書…改正後は各コースの実地演習開始を同時期とするため、削除。 ・16 条六号…現行は指導鑑定士が受け持つ修習生のコースの別なく規定しているが、指導鑑定士の負担軽減のため、2 年コースの修習生については、2 週間に 1 回以上に変更する。 ・16 条八号…本会が定める「資料閲覧料基準」に規定する文言に修正。 ・16 条十号…法律上の文言に

実務修習業務規程施行細則

現行細則	改正細則	備考
<p>別表第三の二に掲げる各類型等について、現実に存在する不動産（以下、「題材とする不動産」という。）を題材として、指導者が当該不動産の鑑定評価の依頼者であると仮定して、少なくとも鑑定評価基準が定める基本的事項を記載した鑑定評価依頼書を作成し、修習生に提示するものとする。</p> <p>ただし、不動産鑑定事務所において実際に報酬を得て鑑定評価を行った不動産に関して、これを実地演習の題材として使用することができる。</p> <p>十一 実地演習の指導者は、演習の題材等について、守秘義務の遵守及び個人情報の保護に配慮するとともに、この点について修習生に対し適切な指導を行うものとする。</p> <p>十二 題材とする不動産の現実の類型が、規程別表第三の二に掲げる分類に定める種別及び類型等と異なる場合は、指導者が設定した想定上の権利の形態及び有形的利用の状況を前提とすることを鑑定評価依頼書に明記するものとする。</p> <p>この場合において、指導者は、題材とする不動産の確定すべき類型と同類型の不動産の市場における典型的な条件（建築物の利用形態、契約関係、賃料・一時金の内容、その他類型に関する事項）を設定しなければならない。</p> <p>十三 指導者は、現地調査において、題材とする不動産の内部の実地調査を行うことが困難と認める場合には、修習生に対し、実地調査が行えない部分についての合理的な推定を行うに足る資料等（図面、写真、賃貸借契約書等、管理者等からのヒアリング及び他の建物内の部分の実地調査等）を提示するものとする。また、この場合には、実地調査を行えなかつた範囲及び合理的推定の根拠について記載させるものとする。</p> <p>十四 実地演習においては、同一の題材とする不動産を用いて、一度に複数の修習生を指導することができるものとする。</p> <p>この場合において、大学の指導者は、当該大学の演習実施場所に修習生を集合させて、鑑定評議会を開催しなければならない。</p> <p>十五 修習生は、規程第27条第7項に定める実務修習審査会（以下、この条において「審査会」という。）の審査を受けるため、物件調査実地演習にあっては第九号に定める報告書（様式10）を、一般実地演習22件にあってはその成果である鑑定評価報告書に基づき、様式11（その1からその5）の実地演習報告内訳書（以下、この条において「内訳書」という。）を作成して本会に提出しなければならない。</p>	<p>別表第三の二に掲げる各類型等について、現実に存在する不動産（以下、「題材とする不動産」という。）を題材として、指導者が当該不動産の鑑定評価の依頼者であると仮定して、少なくとも不動産鑑定評価基準が定める基本的事項を記載した鑑定評価依頼書を作成し、修習生に提示するものとする。</p> <p>ただし、不動産鑑定業者において実際に報酬を得て鑑定評価を行った不動産に関して、これを実地演習の題材として使用することができる。</p> <p>十一 実地演習の指導者は、演習の題材等について、守秘義務の遵守及び個人情報の保護に配慮するとともに、この点について修習生に対し適切な指導を行うものとする。</p> <p>十二 題材とする不動産の現実の類型が、規程別表第三の二に掲げる分類に定める種別及び類型等と異なる場合は、指導者が設定した想定上の権利の形態及び有形的利用の状況を前提とすることを鑑定評価依頼書に明記するものとする。</p> <p>この場合において、指導者は、題材とする不動産の確定すべき類型と同類型の不動産の市場における典型的な条件（建築物の利用形態、契約関係、賃料・一時金の内容、その他類型に関する事項）を設定しなければならない。</p> <p>十三 指導者は、現地調査において、題材とする不動産の内部の実地調査を行うことが困難と認める場合には、修習生に対し、実地調査が行えない部分についての合理的な推定を行うに足る資料等（図面、写真、賃貸借契約書等、管理者等からのヒアリング及び他の建物内の部分の実地調査等）を提示するものとする。また、この場合には、実地調査を行えなかつた範囲及び合理的推定の根拠について記載せるものとする。</p> <p>十四 実地演習においては、同一の題材とする不動産を用いて、一度に複数の修習生を指導することができるものとする。</p> <p>この場合において、大学の指導者は、当該大学の演習実施場所に修習生を集合させて、鑑定評議会を開催しなければならない。</p> <p>十五 修習生は、規程第27条第3項及び第7項に規定に基づく実務修習審査会（以下、この条において「審査会」という。）の審査を受けるため、物件調査実地演習にあっては第九号に規定する物件調査実地演習報告書（様式11）を、一般実地演習13件にあっては本会が指定する書式による鑑定評価報告書及びこれに関する付属資料（以下、この条において「一般実地演習報告書」という。）を作成し、インターネット通信を利用して、本会に提出しなければならない。</p>	<p>修正。</p> <p>・16条十五号…</p> <p>①一般実地演習の類型数を22件から13件に変更。</p> <p>②一般実地演習の提出物として、内訳書を廃止し、全類型について鑑定評価報告書提出に変更。</p> <p>③報告書の提出方法を、現行の郵送からインターネット通信を利用した提出方法に変更。</p> <p>・現行16条十六号…一般実地演習における内訳書の廃止により、いわゆる指定類型の区別がなくなるた</p>
<p>十六 修習生は、前号の規定に加えて、一般実地演習のうち本会が類型等を指定する4件については、それぞれについて前号に定める内訳書のほか、本会が指定する書式による鑑定評価報告書及びこれに関する付属資料（内訳書を含む。以下、この条において「指定評価書等」という。）をあわせて本会の定める報告期日までに審査会に提出し、その審査を受けなければなら</p>	<p style="text-align: center;">(削除)</p>	

実務修習業務規程施行細則

現行細則	改正細則	備考
ない。		め、指定類型について定めたこの規定を削除。
(新設)	<u>十六 本会は、災害、事故、本会の責めに帰する通信回線若しくは設備機器の障害その他やむを得ない事由により、前号に規定する実地演習における報告書の提出に用いるインターネット通信が使用できない事態が発生した場合は、速やかに必要な措置を講ずる。</u>	・改正 16 条十六号…実地演習報告書のインターネット提出ができなくなった場合の措置について新設。
<u>十七 修習生が規程第 23 条第 2 項に規定する実務修習期間内において規程別表第三の二に定める一般実地演習の分類及び必須件数のすべてを修得したことが認められない場合には、その翌年以降に開始される実務修習期間において、再度、実地演習の単元のすべての件数を受講し直さなければならない。</u>	<u>(改正規程第 31 条第 1 項に移動)</u>	
(新設)	<u>十七 本会は、第九号に規定する物件調査実地演習報告書の提出を受けた場合において、提出された内容に不備又は不適切な部分があると認められたときは、修習生に対して、修正又は必要な部分について再提出を求めるものとする。</u>	・改正 16 条十七号…物件調査実地演習報告書に不備等があった場合は、基本演習同様（改正 15 条五号）、再提出を要請する旨を新設。 ・現行 16 条十八号…改正 18 条三号と重複するため削除。
<u>十八 前号にかかわらず、審査会の審査を受けた結果、実地演習の修得を認められない（未提出により修得を認められない場合を含む。）ことにより、当該実務修習期間内において実地演習の単元の修得が困難となった修習生は、規程第 29 条第 3 項の規定に基づく申請により実務修習期間を延長し、それまでに修得を認められた実地演習の件数を除く残余の必須件数について、当該延長した実務修習期間内において受講することができる（以下、この規定により実務修習期間を延長した者を「期間延長修習生」という）。</u>	<u>(削除)</u>	・以下、号番号を繰り上げ。 ・改正 16 条十八号… 実地演習報告書の提出期限について、 ①物件調査実地演習：コースの区別なく 12 月末日に統一。 ②一般実地演習：条文内の表を削除し、別表第 2 として提出期限・提出件数を掲げる。
<u>十九 修習生による第九号に定める報告書及び第十五号に定める内訳書の提出並びに演習実施機関による規程第 28 条に定める実地演習の実施状況の報告は、物件調査実地演習については、12 月末日又は 1 月末日（実務修習期間（規程第 29 条第 3 項の規定により実務修習期間を延長した場合にあっては、その延長前の期間をいう。以下、この号において同じ。）が 2 年である場合にあっては 1 年目の 3 月末日、実務修習期間が 3 年である場合にあっては 1 年目の 7 月末日）までに 2 件一式を提出するものとし、一般実地演習については、必須件数 22 件につき次の表に掲げる実務修習期間の区分に応じ同表の提出期限の欄に定める月の末日までに同表の提出件数欄に定める件数をそれぞれ提出するものとする。</u>	<u>十八 修習生による第九号に規定する物件調査実地演習報告書及び第十五号に規定する一般実地演習報告書の提出並びに実地演習実施機関による規程第 28 条に規定する実地演習の実施状況の報告は、物件調査実地演習については、12 月末日又は 1 月末日（実務修習期間（規程第 29 条第 3 項の規定により実務修習期間を延長した場合にあっては、その延長前の期間をいう。以下、この号において同じ。）が 2 年である場合にあっては 1 年目の 3 月末日、実務修習期間が 3 年である場合にあっては 1 年目の 7 月末日）までに 2 件一式を提出するものとし、一般実地演習については、必須件数 13 件につき別表第 2 に掲げる実務修習期間の区分に応じ同表の当初期間履修期限の欄に定める期日までに同表の当初期間提出件数の欄に定める件数をそれぞれ提出するものとする。</u>	・現行 16 条十九号但書…実務修習期間内における再履修の規定→改正 17 条に移動。
<u>ただし、各コース内において定められた各履修期限に提出した必須件数の単元の認定がなされなかった報告書又は内訳書については、再度、当該コースの期間内で本会が指定する提出日までに提出することできるものとする。</u>	<u>(改正細則第 17 条に移動)</u>	

実務修習業務規程施行細則

現行細則			改正細則	備考
実務修習期間	提出期限	提出件数		
1年	3月	5件	<u>(表削除、別表第2として後掲)</u>	
	7月	9件		
	10月	8件		
2年	1年目の7月	3件		
	1年目の10月	4件		
	2年目の3月	5件		
	2年目の7月	5件		
	2年目の10月	5件		
3年	1年目の10月	3件		
	2年目の3月	3件		
	2年目の7月	3件		
	2年目の10月	3件		
	3年目の3月	3件		
	3年目の7月	4件		
	3年目の10月	3件		
二十 前号とは別に、指定評価書等の提出を要する類型等の履修期限は別表1に定めるところによる。			<u>(削除)</u>	
二十一 前号に規定した各々の期限までに定められた内訳書及び指定評価書等を提出しなかつた場合には、修習生は、実地演習の単元を取得することができない。			<u>十九 修習生は、前号に規定した各々の期限までに定められた内訳書及び指定評価書等物件調査実地演習報告書及び一般実地演習報告書を提出しなかつた場合には、実地演習の単元を取得することができない。</u>	
二十二 前号の規定は、第十八号に規定する期間延長修習生に準用する。			<u>(改正細則第18条第五号に移動)</u>	
二十三 規程別表第三の二の一般実地演習の分類及び必須件数に関する内訳は別表2に定める。			<u>二十 規程別表第三の二の一般実地演習の分類及び必須件数に関する内訳は別表第1に定める。</u>	
二十四 実地演習の課題は、原則として、別表2に定める種別類型等の一連番号の小さいものから履修するものとする。			<u>(削除)</u>	
二十五 演習実施機関による規程第28条に規定する実地演習の実施状況の報告は、様式12を用いて行うものとする。			<u>二十一 実地演習実施機関による規程第28条に規定する実地演習の実施状況の報告は、様式12を用いて行うものとする。</u>	

実務修習業務規程施行細則

現行細則	改正細則	備考
<p>(新設)</p> <p>(実務修習期間の延長に関して必要な事項)</p> <p><u>第17条</u> 規程第29条第4項に規定する実務修習期間の延長に関して必要な事項は、次の各号に規定するものとする。</p> <p>一 実務修習期間の延長を希望する修習生は、延長前の実務修習期間の末日の30日前から末日まで<u>あるいは</u>実地演習の最終回の審査結果の通知が到着してから14日以内に、<u>様式13</u>により実務修習延長申請書を本会に申請しなければならない。</p> <p>二 延長できる期間は、延長前の期間の期末の翌日から1年又は2年とする。</p> <p>三 延長が認められた修習生は、延長後の実務修習期間において、講義又は基本演習の<u>習得</u>が確認されていない場合は当該単元の再履修及び<u>習得</u>が確認されていない実地演習の履修をしなければならない。</p> <p>四 延長後の実地演習においては、<u>習得</u>が確認されていない課題の件数（物件調査実地演習は一式を一件と数える）を、第16条<u>第二十号</u>の規定による提出期限の各回に均等配分して履修するものとし、配分に余りが出た場合は、その件数を、早い期限の回から1件ずつ割り振るものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(実務修習期間内における再履修に関する必要な事項)</p> <p><u>第17条</u> 規程第30条第3項に規定する実務修習期間内における再履修に関する必要な事項については、次の各号に規定するものとする。</p> <p>一 実務修習期間内における再履修を希望する修習生は、別表第2の期間内再履修時履修期限の欄に掲げる期日までに、<u>様式13</u>により実務修習再履修申請書を本会に申請しなければならない。</p> <p>二 修習生は、単元の認定が受けられなかった類型等について、別表第2の期間内再履修時履修期限の欄に定める期日までに、一般実地演習報告書を作成して、本会に提出しなければならない。</p> <p>(実務修習期間の延長に関して必要な事項)</p> <p><u>第18条</u> 規程第31条第3項に規定する実務修習期間の延長に関して必要な事項については、次の各号に規定するものとする。</p> <p>一 実務修習期間の延長を希望する修習生は、延長前の実務修習期間の末日の30日前から末日まで<u>又は</u>実地演習の最終回の審査結果の通知が到着してから14日以内に、<u>様式14</u>により実務修習<u>期間</u>延長申請書を本会に申請しなければならない。</p> <p>二 延長できる期間は、延長前の期間の期末の翌日から1年又は2年とする。</p> <p>三 延長が認められた修習生は、延長後の実務修習期間において、講義又は基本演習の<u>修得</u>が確認されていない場合は当該単元の再履修及び<u>修得</u>が確認されていない実地演習の履修をしなければならない。</p> <p>四 延長後の実地演習においては、<u>修得</u>が確認されていない課題の件数（物件調査実地演習は一式を1件と数える）を、第16条<u>第十八号</u>の規定による提出期限の各回に均等配分して履修するものとし、配分に余りが出た場合は、その件数を、早い期限の回から1件ずつ割り振るものとする。</p> <p>五 第16条第十九号の規定は、第一号の規定に基づき実務修習期間を延長した者について準用する。</p> <p>六 前条の規定は、修習生が第一号の規定により実務修習期間を延長した場合について準用する。この場合、同条第一号及び第二号中「期間内」とあるのは、「延長期間内」と、別表第2中「実務修習期間」とあるのは「実務修習延長期間」と読み替えるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・改正17条…実務修習期間内再履修の申請方法・様式（一号）及び再履修期限（二号）に係る規定を新設。 ・以下、条番号を繰り下げ。 ・改正18条柱書…引用する規程の条番号の繰り下げにより変更。 ・改正18条一号…文言の修正。 ・改正18条三号…文言の修正。 ・改正18条四号…引用する号番号の修正。 ・改正18五号…実務修習期間延長者についても、実地演習報告書を指定の期間内に提出しなかった場合、単元を取得できない旨を規定。 ・改正18条六号…延長者は、延長期間内で再履修した一般実地演習の単元が非認定だった場合においても、通常の実務修習期間内再履修と同様に、延長期間内において再履修ができる

実務修習業務規程施行細則

現行細則	改正細則	備考
<p>(実務経験を有することの証明)</p> <p>第18条 規程第30条第1項から第3項に規定する実務経験を有することを証明する書類等は、次に掲げるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 物件調査実地演習については、次条第1項第一号に定める様式14による物件調査実績報告書及び物件調査に関する報告書一式(2件) 二 一般実地演習については、次条第二号実地演習報告内訳書(10件) 三 不動産鑑定業者が証明した様式15による従事証明書 <p>(実務修習の課程の一部を履修したものとする取扱い)</p> <p>第19条 規程第30条第6項に規定する実務修習の課程の一部を履修したものとする取扱い(みなし履修の取扱い)に関して必要な事項等は次に掲げるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 物件調査実地演習については、様式14による10件の物件調査実績報告書(前項に規定する不動産鑑定業者が証明するもの)及び当該物件調査実績報告書に記載された調査物件のうちの土地と建物に関する第16条第九号に規定する物件調査に関する報告書一式(土地及び建物のそれぞれ各1件で合計2件)を添付したもの(以下、「実績報告書」という。)を本会に提出しなければならない。 二 一般実地演習については、実務経験を有することを証明するために第16条第1項第十五号に規定する鑑定評価報告書に基づいて作成された10件の実地演習報告内訳書(以下、「内訳書」という。)を本会に提出しなければならない。 三 実地演習のみなし履修の取扱いを受けようとする者は、前号の10件の内訳書を第4条第2項の規定に基づき実務修習の受講申込書に添付し、実務修習審査会の審査(みなし履修の事前審査)を受け、これを本会が妥当と認めた場合には、物件調査実地演習を履修しているものとみなすとともに、一般実地演習のうち次号に規定する10件の類型の全部または一部を履修しているものとみなす。 	<p>(実務経験を有することの証明)</p> <p>第19条 規程第32条第1項から第3項までに規定する実務経験を有することを証明する書類等は、次に掲げるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 物件調査実地演習については、次条第1項第一号に規定する様式15による物件調査実績報告書及び物件調査に関する報告書一式(2件) 二 一般実地演習については、次条第1項第二号に規定する一般実地演習報告書(最大5件) 三 不動産鑑定業者が証明した様式16による従事証明書 <p>(実地演習における一部の演習を履修したものとする取扱い)</p> <p>第20条 規程第32条第6項に規定する実地演習における一部の演習を履修したものとする取扱い(以下、「みなし履修の取扱い」という。)に関して必要な事項等については次の各号に規定するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 物件調査実地演習については、様式15による10件の物件調査実績報告書(前項に規定する不動産鑑定業者が証明するもの)及び当該物件調査実績報告書に記載された調査物件のうちの土地と建物に関する第16条第九号に規定する物件調査に関する報告書一式(土地及び建物のそれぞれ各1件で合計2件)を添付したもの(以下、「実績報告書」という。)を、インターネット通信を利用して、本会に提出しなければならない。 二 一般実地演習については、実務経験を有することを証明するために第16条第1項第十五号に規定する鑑定評価報告書に基づいて作成された、本会が指定する書式による鑑定評価報告書及びこれに関する付属資料(以下、この条において「一般実地演習報告書」という。)10件の実地演習報告内訳書(以下、「内訳書」という。)(最大5件までとする。)を、インターネット通信を利用して、本会に提出しなければならない。 <p>(削除)</p>	<p>る旨を規定。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改正19条柱書…引用する規程の条番号の繰り下げにより変更。 ・改正19条二号…内訳書の廃止により変更。件数の変更は下記改正20条1項二号を参照。 ・改正20条1項一号…16条十五号と同様に、報告書の提出方法を、現行の郵送からインターネット通信を利用した提出方法に変更。 ・改正20条1項二号…一般実地演習においてみなし履修の取扱いを受けようとする場合、現行では最低10件の内訳書提出が必要要件であるが、改正後は1件のみの提出から最大5件まで認めることとする。 ・現行19条1項三号前段(～を受け)…報告書のインターネット提出への移行により、郵送する受講申請書への添付は不要のため、削除。 ・同号後段(これを本会が～みなす。)…19条6項に同様の規定があるため削除。

実務修習業務規程施行細則

現行細則	改正細則	備 考
<p>四 一般実地演習のみなし履修の対象となる類型及び件数は、別表に定めるところによる。</p> <p>2 みなし履修の事前審査は、前項第一号に<u>定める物件調査実績報告書</u>又は前項第二号に<u>定める内訳書</u>について次の各号に<u>定める審査</u>を行うものとする。</p> <p>一 実績報告書 土地について2件ないし8件、建物について2件ないし8件の合わせて10件について、当該記載内容からみて十分に実務経験を有することを審査する。</p> <p>二 内訳書 提出された<u>10件</u>のうち前項第四号に規定するみなし履修の対象となる類型に該当するものについて、当該内訳書が規程第27条第1項に定める一般実地演習と同等の内容であることを審査する。</p> <p>3 規程第30条に基づき実地演習を履修したものとする取扱いを申請しようとする者は、<u>予め</u>、同条第1項から第3項の業務に従事したことの証明を当該鑑定業者から、受けなければならぬ。</p> <p>4 本会は、前項を確認するため必要に応じて調査をすることができる。この場合は、前項の申請者及び鑑定業者はその調査に協力しなければならない。</p> <p>(新設)</p> <p>5 本会は、第1項により申請された書類を1件ごとに審査し、申請者が第16条第二十三号に定めた別表1の細分化類型等の演習と同等の実務経験を有すると認められる場合は、当該実地演習を履修したものとみなすことができる。<u>ただし、10件を超えることができない。</u></p>	<p>三 一般実地演習のみなし履修の対象となる類型及び件数は、別表第3に定めるところによる。</p> <p>2 みなし履修の事前審査は、前項第一号に<u>規定する物件調査実績報告書</u>又は前項第二号に<u>規定する一般実地演習報告書</u>について次の各号に<u>規定する</u>審査を行うものとする。</p> <p>一 実績報告書 土地について2件ないし8件、建物について2件ないし8件の合わせて10件について、当該記載内容からみて十分に実務経験を有することを審査する。</p> <p>二 一般実地演習報告書 提出された<u>最大5件</u>のうち前項第四号に規定するみなし履修の対象となる類型に該当するものについて、当該一般実地演習報告書が規程第27条第1項に規定する一般実地演習と同等の内容であることを審査する。</p> <p>3 規程第32条の規定に基づき実地演習における一部の演習を履修したものとする取扱いの適用を受けようとする申込者は、<u>あらかじめ</u>、同条第1項から第3項までに規定する業務に従事したことの証明を当該鑑定業者から、受けなければならない。</p> <p>4 本会は、前項を確認するため必要に応じて調査をすることができる。この場合は、前項の申請者及び鑑定業者はその調査に協力しなければならない。</p> <p>5 本会は、第1項第一号の規定に基づき申請された内容を1件ごとに審査(みなし履修の事前審査)し、申請者が物件調査に関して十分に実務経験を有すると認められる場合には、<u>物件調査実地演習を履修したとみなす</u>ことができる。</p> <p>6 本会は、第1項第二号の規定に基づき申請された書類を1件ごとに審査(みなし履修の事前審査)し、申請者が第16条第二十号に規定する別表第1の細分化類型等の演習と同等の実務経験を有すると認められる場合は、<u>物件調査実地演習を履修したものとみなすとともに、当該細分化類型等の一般実地演習を履修したものとみなす</u>ことができる。<u>ただし、10件を超えることはできない。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・改正20条2項柱書… ①文言の訂正。②内訳書の廃止による変更。 ・改正20条2項二号… ①件数の変更は下記改正20条1項二号を参照。 ②内訳書の廃止により変更。 ・改正20条3項…引用する規程の条番号の繰り下げにより変更。文言の修正。 ・改正20条5項…物件調査実地演習におけるみなし履修申請に係る事前審査及び取扱い方について、現行の運用上の取扱いを新設。 ・改正20条6項… ①現行19条1項三号の削除に伴い、同項後段の「物件調査実地演習を履修しているものとみなすとともに、」を移動。 ②但書は、みなし履修の取扱いにより免除される上限件数を規定しているが、改正20条1項二号において申請上限件数を定めているため、この但書は削除。

実務修習業務規程施行細則

現行細則	改正細則	備考
(実務修習教材等) <u>第20条</u> 規程第31条第4項に規定する実務修習教材等に関する事項は、次のとおりとする。 一 教材及び実地演習実施要領は、本会の実務修習を所掌する委員会が作成する。 二 教材は、原則として、毎年更新し、記述内容が最新のものでなければならない。	(実務修習教材等) <u>第21条</u> 規程第33条第4項に規定する実務修習教材等に関する事項については、次のとおりとする。 一 教材及び実地演習実施要領は、本会の実務修習を所掌する委員会が作成する。 二 教材は、原則として、毎年更新し、記述内容が最新のものでなければならない。	・改正 21 条…引用する規程の条番号の繰り下げにより変更。
(実務修習審査会) <u>第21条</u> 規程第34条に規定する実務修習審査会（以下、「審査会」という。）に関する事項は、次のとおりとする。 一 審査会の委員長は規程第32条第1項第三号の規定に基づく実地演習を履修したものとみなす場合の審査（みなし履修の事前審査）のため、原則として実務修習期間の開始前5日前までに審査会を開催しなければならない。 二 審査会の委員長は規程第32条第1項第一号及び第二号の規定に基づく実地演習の審査のため、原則として、第16条第十九号の規定に基づく実地演習の報告期日から30日以内に審査会を開催しなければならない。 三 前二号に規定する審査会の開催にあたっては、審査会の各委員は、あらかじめ当該審査対象となる実地演習内訳報告書等を、本会が別に定めた審査基準に基づいて独自に審査し、疑義がある内容について整理しなければならない。 四 委員長は規程第25条及び第26条に定める講義及び基本演習の審査について、審査会を開催し、当該内容の審査を行わなければならない。 五 審査会は第二号及び第四号に掲げる審査会の審査の結果を本会の会長に答申するものとする。 六 本会の会長は、前号に規定する審査結果の答申があった場合において、当該事項について修得したと認めることができないときには、すみやかに修習生に対してその旨を通知しなければならない。	(実務修習審査会) <u>第22条</u> 規程第36条に規定する実務修習審査会（以下、「審査会」という。）の運営その他審査会に関する必要な事項については、次のとおりとする。 一 審査会の委員長は規程第34条第1項第三号の規定に基づくみなし履修の取扱いを適用する場合の審査（みなし履修の事前審査）のため、原則として実務修習期間開始日の5日前までに審査会を開催しなければならない。 二 審査会の委員長は規程第34条第1項第一号及び第二号の規定に基づく実地演習の審査のため、原則として、第16条第十八号の規定に基づく実地演習の報告期日から30日以内に審査会を開催しなければならない。 三 前二号に規定する審査会の開催に当たっては、審査会の各委員は、あらかじめ当該審査対象となる物件調査実地演習報告書（第16条第九号）及び一般実地演習報告書（同条第十五号）を、本会が別に定めた審査基準に基づいて独自に審査し、疑義がある内容について整理しなければならない。 四 審査会の委員長は規程第25条及び第26条に規定する講義及び基本演習の審査について、審査会を開催し、当該内容の審査を行わなければならない。 五 審査会は第二号及び第四号に規定する審査会の審査の結果を本会の会長に答申するものとする。 六 本会の会長は、前号に規定する審査結果の答申があった場合において、当該事項について修得したと認めることができないときには、速やかに修習生に対して当該結果を通知しなければならない。	・改正 22 条…文言の加筆・修正。引用する規程の条番号の繰り下げにより変更。 ①「物件調査実地演習報告書」を加筆。 ②内訳書の廃止により変更。
(新設)	七 審査会は、修習生から提出された物件調査実地演習報告書（第16条第九号）及び一般実地演習報告書（同条第十五号）の内容に不備又は不適切な部分があると認められた場合には、修習生に対して、当該内容について通知することができる。	・改正 22 条六号…審査結果の通知について、非認定の場合だけでなく、現行の運用に沿って認定の場合も通知する旨を規定。
(新設)	八 修習生が前号の規定に基づく通知を受けた場合において、当該修習生を指導する実地演習の指導者は、当該通知の内容について、審査会に対して意見の申出をすることができる。ただし、本会が当該通知を発送した日から2週間を経過した場合は、この限りでない。	・改正 22 条 7 号…評価書の不備等について、審査会から修習生に対し、指摘事項を通知する旨の規定を新設。
七 審査会の委員長は、委員の互選により定める。 八 規程第33条第2項に規定する委員の資格の確認については、第8条の規定を準用する。 九 審査会は、委員長が招集し、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。	九 審査会の委員長は、委員の互選により定める。 十 規程第35条第2項に規定する委員の資格の確認については、第8条の規定を準用する。 十一 審査会は、委員長が招集し、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない	・改正 22 条 8 号…指導鑑定士からの意見申出。

実務修習業務規程施行細則

現行細則	改正細則	備考
<p><u>十一</u> 委員長は、審査会を代表し、会務を総理する。</p> <p><u>十二</u> 委員長に事故あるときは又は欠くるにいたったときは、あらかじめ委員長の指名する者が職務を代理する。</p> <p><u>十三</u> 審査会の議事は、出席数の過半数で決し、可否同数のときは、委員長が決するところによる。</p> <p><u>十四</u> 委員の任期は3年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>(修了考查委員会の職務)</p> <p><u>第22条</u> 修了考查委員会（以下、「委員会」という。）は、修了考查における当該修習生の合否判定を行うことのほか、次の事項をその職務とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 修了考查の合否判定基準の作成 二 修習生が実務修習により実務処理能力を修得したことを確認するための修了考查の実施 三 あらかじめ修習生から<u>特別の事情</u>により修了考查を受けることができない旨の申請があるときに、当該修了考查の最終日から起算し1ヶ月を経過する日までの内に、当該代替修了考查を実施することの審議及び決定 四 規程第44条第1項第一号及び第三号から第五号に規定する事実が判明した場合について、本会の会長に意見を述べること <p>2 委員会は、修了考查を開始する日までに、<u>論文式の</u>考査の問題の作成、出題の方法及び口述の考査の主たる内容、実施の方法並びに当該合格判定基準を決定しなければならない。</p> <p>3 修了考查の結果は、すべての口述の考査が終了した日から21日以内に決定し、その結果を本会の会長に通知しなければならない。</p> <p>(新設)</p> <p>4 会長は、前項の規定に基づく通知があった場合には、規程第41条の規定にしたがって、実務修習の状況について、遅滞なく国土交通大臣に報告しなければならない。</p> <p>(修了考查の実施に関する必要な事項)</p> <p><u>第23条</u> 規程第37条第3項に規定する修了考查の実施に関する必要な事項は、次に掲げるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 修了考查は、実務修習実施計画に従い委員長が招集して行う。 二 本会は、規程第35条に規定する修了考查の受験申請があつた者に対し、当該実務修習期間が終了した日から原則として3ヶ月以内に修了考查を実施しなければならない。 <p>三 論文式の考査は、前項に規定する実施期間内にすべての修習生を対象に一斉に実施する。</p>	<p>い。</p> <p><u>十二</u> 委員長は、審査会を代表し、会務を総理する。</p> <p><u>十三</u> 委員長に事故あるときは又は欠くるにいたったときは、あらかじめ委員長の指名する者が職務を代理する。</p> <p><u>十四</u> 審査会の議事は、出席数の過半数で決し、可否同数のときは、委員長が決するところによる。</p> <p><u>十五</u> 委員の任期は3年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>(修了考查委員会の職務)</p> <p><u>第23条</u> 修了考查委員会（以下、「委員会」という。）は、修了考查における当該修習生の合否判定を行うことのほか、次の事項をその職務とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 修了考查の合否判定基準の作成 二 修習生が実務修習により実務処理能力を修得したことを確認するための修了考查の実施 三 規程第39条第3項の規定に基づき、あらかじめ修習生からやむを得ない事由により修了考查を受けることができない旨の申請があるときに、当該修了考查の最終日から起算し1ヶ月を経過する日までの内に、当該代替修了考查を実施することの審議及び決定 四 規程第46条第1項第一号及び第三号から第五号に規定する事実が判明した場合について、本会の会長に意見を述べること <p>2 委員会は、修了考查を開始する日までに、記述の考査における問題の作成、出題の方法及び口述の考査における主たる内容、実施の方法並びに当該合格判定基準を決定しなければならない。</p> <p>3 規程第38条第1項並びに第2項第二号及び第三号に規定する修了考查の結果は、すべての考査が終了した日から21日以内に決定し、その結果を本会の会長に通知しなければならない。</p> <p>4 前項の規定は、規程第38条第2項第一号に規定する修了考査において準用する。</p> <p>5 会長は、前二項の規定に基づく通知があつた場合には、規程第43条の規定に基づき、実務修習の状況について、遅滞なく国土交通大臣に報告しなければならない。</p> <p>(修了考查の実施に関する必要な事項)</p> <p><u>第24条</u> 規程第39条第4項に規定する修了考查の実施に関する必要な事項については、次に掲げるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 修了考查は、実務修習実施計画に従い委員長が招集して行う。 <p>(削除)</p> <p>二 記述の考査は、第2条第四号に規定する実施期間のうち本会が指定する1日において、すべての修習生を対象に一斉に実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・改正23条2項…実施方法の変更により表現を変更。 ・改正23条3項4項…実施時期が異なるため、結果の通知時期を分けて規定。 ・条項番号の繰り下げ。 ・現行23条2号…実施時期は改正2条4号5号に規定されているため、ここでの規定は削除。 ・以下、号番号を繰り上げ。 ・改正24条2号…改正後の記述の考査は、集合形式によ

実務修習業務規程施行細則

現行細則	改正細則	備 考
<p>四 口述の考查は、対象となるすべての修習生の考查が終わるまで連続して必要な日数で行う。</p> <p>五 口述の考查は、一人の修習生に対し、原則として修了考查委員 3 名以上により試問し、その所要時間は、20 分ないし 30 分を標準とする。</p> <p>六 口述の考查の点数は、試問した各委員が採点をしたうえで、当該委員の協議により決し、協議が調わない場合には委員長の決するところによる。</p> <p>(新設)</p>	<p>三 口述の考查は、対象となるすべての修習生の考查が終わるまで連続して必要な日数で行う。</p> <p>四 口述の考查は、一人の修習生に対して、原則として修了考查委員 3 名以上により試問し、その所要時間は、20 分ないし 30 分を標準とする。</p> <p>五 口述の考查の点数は、試問した各委員が採点をしたうえで、当該委員の協議により決し、協議が調わない場合には委員長の決するところによる。</p> <p>六 <u>規程第 38 条第 2 項第二号及び第三号の規定に基づく再考查を受験するために必要な一般実地演習の対象となる類型及び件数は、別表第 4 に定めるところによる。</u></p>	<p>ることを前提とした表現に変更。</p> <p>・改正 24 条六号…修了考查再受験のための一般実地演習再履修に係る類型を別表において規定。</p>
(修了委員会の運営その他修了委員会に関する事項)	(修了委員会の運営その他修了委員会に関する事項)	
<p>第 24 条 規程第 40 条に規定する委員会の運営その他委員会に関して必要な事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 委員長は、委員の互選により定める。</p> <p>二 副委員長は、委員長が指名する。</p> <p>三 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故あるとき又は欠くるにいたったときはその職務を代行する。</p> <p>四 委員の任期は 3 年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>五 規程第 39 条に関する委員の資格の確認については、第 8 条の規定を準用する。</p>	<p>第 25 条 規程第 42 条に規定する委員会の運営その他委員会に関して必要な事項については、次に掲げるものとする。</p> <p>一 委員長は、委員の互選により定める。</p> <p>二 副委員長は、委員長が指名する。</p> <p>三 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故あるとき又は欠くるにいたったときはその職務を代行する。</p> <p>四 委員の任期は 3 年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>五 規程第 41 条第 2 項に関する委員の資格の確認については、第 8 条の規定を準用する。</p>	<p>・改正 25 条…引用する規程の条番号の繰り下げにより変更。26~28 条も同様。</p>
(実務修習修了証)	(実務修習修了証)	
第 25 条 規程第 42 条に規定する実務修習修了証は、 <u>様式 16</u> によるものとする。	第 26 条 規程第 44 条に規定する実務修習修了証は、 <u>様式 17</u> によるものとする。	
(災害等への対応)	(災害等への対応)	
<p>第 26 条 規程第 43 条第 3 項に規定する災害等への対応に関して必要な事項として、災害等に対する代替措置については、<u>講義及び基本演習の代替講師の派遣又は別に実施時間を定めて補講を行うこと</u>とし、その他被災状況に応じてできるだけ<u>すみやかに必要な措置を講じるもの</u>とする。</p>	<p>第 27 条 規程第 45 条第 3 項に規定する災害等への対応に関して必要な事項として、<u>災害等に対する代替措置については、講義及び基本演習の代替講師の派遣又は別に実施時間を定めて補講を行うこと</u>とし、<u>次の各号に掲げる段階について、当該各号に定める措置</u>その他被災状況に応じてできるだけ<u>速やかに必要な措置を講じるもの</u>とする。</p> <p>一 講義が実施できない場合 第 14 条第三号に規定する受講期日の延期</p> <p>二 基本演習が実施できない場合 代替講師の派遣又は別に実施時日時を定めた補講の実施</p> <p>三 修了考查が実施できない場合 別に実施日時を定めた修了考查の実施</p>	<p>・改正 27 条…本会が実施する講義・基本演習・修了考查が実施できなくなった場合における課程ごとの措置を規定。</p>
(やむを得ない事情による欠席の代替措置)	(削除)	
<p>第 27 条 修習生は、実務に関する講義について、災害、事故又は 3 親等以内の親族の死亡その他やむを得ない事由によって出席することが困難な場合において、本会が講義を修得したものと同等の効果があると認めるときは、2 日以内の欠席に限り、<u>様式 9</u>に定める事項を記載した報告書を原則として欠席した日の翌日から起算して 21 日以内に本会に提出することによって実務に関する講義を受講したものとみなす。</p> <p>2 前項の規定により講義を受講したとみなされた者は、当該講義の習得の確認のため講義の中</p>	(削除)	<p>・現行 27 条 1 項 2 項…講義の e ラーニングへの移行により、集合形式を前提とした規定は削除。</p>

実務修習業務規程施行細則

現行細則	改正細則	備考
<p>で実施された確認テストにおいて習得確認がなされなかった者のために行われる再テストを受けることにより、習得の確認を受けなければならない。</p> <p><u>3 基本演習について、第1項の規定を準用する。</u></p> <p>(修習生の受講の停止又は中止)</p> <p>第28条 規程第44条第1項の細則で定める方法は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 同項第一号及び第三号から第五号の事実が生じた場合は、本会は当該修習生に聴聞を行い、事実関係を確認する。 二 同項第六号の事実が生じた場合は、本会は当該修習生に聴聞を行い継続受講の意思等を確認する。 三 本会は、規程第44条第1項の措置を行う場合には、前第一号又は第二号の聴聞結果を基に修了考查委員会の意見を聴いて決定するものとする。 <p>2 本会は、規程第44条に基づく措置を修習生に対して行ったときには、<u>すみやか</u>に本会のホームページにより公示するものとする。</p> <p>(特例)</p> <p>第29条 本会は、不動産鑑定評価基準の改定その他鑑定評価の実務上重要な事項の改廃等が生じた場合において、補講の実施等必要な措置を講ずる。</p>	<p><u>(削除)</u></p> <p>(修習生の受講の停止又は中止)</p> <p>第28条 規程第46条第1項の細則で定める方法は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 同項第一号及び第三号から第五号に規定する事実が生じた場合は、本会は当該修習生に聴聞を行い、事実関係を確認する。 二 同項第六号に規定する事実が生じた場合は、本会は当該修習生に聴聞を行い継続受講の意思等を確認する。 三 本会は、規程第46条第1項の規定に基づく措置を行う場合には、前第一号又は第二号の聴聞結果を基に修了考查委員会の意見を聴いて決定するものとする。 <p>2 本会は、規程第46条第1項の規定に基づく措置を修習生に対して行ったときには、速やかに本会のホームページにより公示するものとする。</p> <p>(特例)</p> <p>第29条 本会は、不動産鑑定評価基準の改定その他鑑定評価の実務上重要な事項の改廃等が生じた場合において、補講の実施等必要な措置を講ずる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・現行27条3項…1項の削除により併せて削除。ただし、同趣旨の規定を、改正15条8号に新設。
<p>附 則</p> <p>この細則は、平成18年12月1日以降に実施される実務修習についてこれを適用する。</p> <p>附 則（平成21年3月3日一部改正）</p> <p>改正後の細則第16条第十九号の規定は、平成21年12月1日以降に実施される実務修習を新たに受講する者について適用し、同日前に実施されている実務修習を受講している者については、なお従前の例による。</p>	<p>附 則</p> <p>この細則は、平成18年12月1日以降に実施される実務修習についてこれを適用する。</p> <p>附 則（平成21年3月3日一部改正）</p> <p>改正後の細則第16条第十九号の規定は、平成21年12月1日以降に実施される実務修習を新たに受講する者について適用し、同日前に実施されている実務修習を受講している者については、なお従前の例による。</p>	
<p>附 則（平成23年6月28日一部改正）</p> <p>改正後の細則は、平成23年12月1日以降に実施される実務修習から適用する。</p>	<p>附 則（平成23年6月28日一部改正）</p> <p>改正後の細則は、平成23年12月1日以降に実施される実務修習から適用する。</p>	
<p>附 則（平成28年3月31日一部改正）</p> <p>改正後の細則第16条第十三号の規定は、平成28年4月1日以降に実施される実務修習について適用する。</p>	<p>附 則（平成28年3月31日一部改正）</p> <p>改正後の細則第16条第十三号の規定は、平成28年4月1日以降に実施される実務修習について適用する。</p>	
<p>附 則（平成28年5月24日一部改正）</p> <p>改正後の細則は、平成28年12月1日以降に実施される実務修習から適用する。</p>	<p>附 則（平成28年5月24日一部改正）</p> <p>改正後の細則は、平成28年12月1日以降に実施される実務修習から適用する。</p>	

実務修習業務規程施行細則

現行細則	改正細則	備考
<p>附 則（平成 28 年 11 月 15 日一部改正） 改正後の細則は、平成 28 年 12 月 1 日以降に実施される実務修習から適用する。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>附 則（平成 28 年 11 月 15 日一部改正） 改正後の細則は、平成 28 年 12 月 1 日以降に実施される実務修習から適用する。</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則（平成 29 年 5 月 23 日一部改正）</u> <u>(施行期日)</u></p> <p><u>第 1 条 改正後の細則は、平成 29 年 12 月 1 日以降に実施される実務修習から適用する。</u></p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p><u>第 2 条 平成 29 年 11 月 30 日以前に実施されている実務修習を受講している者（以下、「改正前の修習生」という。）については、次条に規定する場合を除き、なお従前の例による。</u></p> <p><u>第 3 条 改正前の修習生が講義又は基本演習を修得できなかった場合において、再度当該課程を履修するときは、改正後の細則を適用する。</u></p> <p><u>2 改正前の修習生が平成 30 年 12 月 1 日以降に実施される修了考査を受験する場合、1 回に限り、改正前の規程第 35 条第 2 項の規定を適用する。ただし、平成 32 年 12 月 1 日以降に実施される修了考査については、改正後の規程を適用する。</u></p>	<p>改正附則</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 条…平成 29 年 12 月 1 日後に実施する実務修習（＝第 12 回実務修習以後）を受講する者について適用する。 2 条…平成 29 年 11 月 30 日以前に開始した実務修習（＝第 11 回実務修習以前）を受講する者については、改正前の規程を適用する。 3 条 1 項…第 11 回以前の修習生が講義・基本演習を再履修する場合の経過措置を新設 3 条 2 項…第 11 回以前の修習生が修了考査を再受験する場合についての経過措置。

実務修習業務規程施行細則

現行細則			改正細則																																																																																																																																																																																																																																																																																														
別表1 実地演習の必須22件の内訳と履修期限（第16条二十号関係）					別表第1 一般実地演習の分類及び必須件数並びに提出回（第16条第二十号関係）																																																																																																																																																																																																																																																																																												
別表1 第16条二十号 関係 実地演習必須22件の内訳と履修期限					別表第1 第16条第二十号関係 一般実地演習の分類及び必須件数の内訳並びに提出回																																																																																																																																																																																																																																																																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">番号</th> <th colspan="2">分類</th> <th rowspan="2">コース(提出回)</th> </tr> <tr> <th>類型等</th> <th>種別</th> <th>1年</th> <th>2年</th> <th>3年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>細分化類型等</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1</td> <td rowspan="6">更地・建付地</td> <td rowspan="6">宅地</td> <td>住宅地</td> <td>1回</td> <td>2回</td> <td>3回</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>◎商業地</td> <td>1回</td> <td>3回</td> <td>4回</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>工業地</td> <td>1回</td> <td>2回</td> <td>3回</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>◎大規模画地</td> <td>1回</td> <td>4回</td> <td>4回</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>建付地</td> <td>1回</td> <td>3回</td> <td>3回</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>借地権</td> <td>2回</td> <td>3回</td> <td>4回</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>底地</td> <td>2回</td> <td>3回</td> <td>5回</td> <td></td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>宅地見込地・農地・林地</td> <td>見込地等</td> <td>宅地見込地</td> <td>2回</td> <td>2回</td> <td>5回</td> <td></td> </tr> <tr> <td>9</td> <td rowspan="10">自用の建物及びその敷地</td> <td rowspan="10">建物及びその敷地</td> <td>低層住宅</td> <td>2回</td> <td>4回</td> <td>5回</td> <td></td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>店舗</td> <td>2回</td> <td>4回</td> <td>6回</td> <td></td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>業務用ビル</td> <td>2回</td> <td>4回</td> <td>6回</td> <td></td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>居住用賃貸</td> <td>2回</td> <td>4回</td> <td>6回</td> <td></td> </tr> <tr> <td>13</td> <td>店舗用賃貸</td> <td>2回</td> <td>5回</td> <td>7回</td> <td></td> </tr> <tr> <td>14</td> <td>オフィス用賃貸</td> <td>3回</td> <td>5回</td> <td>7回</td> <td></td> </tr> <tr> <td>15</td> <td>◎高度利用賃貸</td> <td>2回</td> <td>5回</td> <td>8回</td> <td></td> </tr> <tr> <td>16</td> <td>マンション</td> <td>3回</td> <td>5回</td> <td>8回</td> <td></td> </tr> <tr> <td>17</td> <td>事務所・店舗ビル</td> <td>3回</td> <td>5回</td> <td>8回</td> <td></td> </tr> <tr> <td>18</td> <td>借地権付建物</td> <td>住宅地</td> <td>3回</td> <td>6回</td> <td>7回</td> <td></td> </tr> <tr> <td>19</td> <td></td> <td>商業地</td> <td>3回</td> <td>6回</td> <td>8回</td> <td></td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>地代</td> <td>地代</td> <td>3回</td> <td>6回</td> <td>9回</td> <td></td> </tr> <tr> <td>21</td> <td>家賃</td> <td>賃料</td> <td>新規家賃</td> <td>3回</td> <td>6回</td> <td>9回</td> <td></td> </tr> <tr> <td>22</td> <td></td> <td></td> <td>◎継続家賃</td> <td>3回</td> <td>6回</td> <td>9回</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注：◎を付した類型が指定評価書等を求める類型。 注：実務修習期間の年数に応じて記載された数字は内訳書の提出期限が何回目かを示す。</p> <p>【指定評価書等の提出期限】 選択した実務修習期間に応じて次のとおりとする。</p> <p>1. 一年コースの場合 番号2番・4番の商業地・大規模画地(更地) 3月末日 (1回目の履修期限) 番号15番の賃料及びその敷地 7月末日 (2回目の履修期限) 番号22番の継続家賃 10月末日 (3回目の履修期限)</p> <p>2. 二年コースの場合 番号2番の商業地 1年目の10月末日 (3回目の履修期限) 番号4番の大規模画地(更地) 2年目の3月末日 (4回目の履修期限) 番号15番の賃料及びその敷地 2年目の7月末日 (5回目の履修期限) 番号22番の継続家賃 2年目の10月末日 (6回目の履修期限)</p> <p>3. 三年コースの場合 番号2番・4番の商業地・大規模画地(更地) 2年目の3月末日 (4回目の履修期限) 番号15番の賃料及びその敷地 3年目の7月末日 (8回目の履修期限) 番号22番の継続家賃 3年目の10月末日 (9回目の履修期限)</p> <p>なお、規程第29条第4項の規程により延長した場合は、1年延長者は、3月に2番・4番、7月に15番、10月に22番、2年延長者は、1年目の10月に2番、2年目3月に4番、同7月に15番、同10月に22番の未修得の課題を提出しなければならない。</p>	番号	分類		コース(提出回)	類型等	種別	1年	2年	3年			細分化類型等						1	更地・建付地	宅地	住宅地	1回	2回	3回		2	◎商業地	1回	3回	4回		3	工業地	1回	2回	3回		4	◎大規模画地	1回	4回	4回		5	建付地	1回	3回	3回		6	借地権	2回	3回	4回		7	底地	2回	3回	5回		8	宅地見込地・農地・林地	見込地等	宅地見込地	2回	2回	5回		9	自用の建物及びその敷地	建物及びその敷地	低層住宅	2回	4回	5回		10	店舗	2回	4回	6回		11	業務用ビル	2回	4回	6回		12	居住用賃貸	2回	4回	6回		13	店舗用賃貸	2回	5回	7回		14	オフィス用賃貸	3回	5回	7回		15	◎高度利用賃貸	2回	5回	8回		16	マンション	3回	5回	8回		17	事務所・店舗ビル	3回	5回	8回		18	借地権付建物	住宅地	3回	6回	7回		19		商業地	3回	6回	8回		20	地代	地代	3回	6回	9回		21	家賃	賃料	新規家賃	3回	6回	9回		22			◎継続家賃	3回	6回	9回		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">番号</th> <th colspan="2">分類</th> <th rowspan="2">細分化類型</th> <th rowspan="2">件数</th> <th rowspan="2">備考</th> <th colspan="2">コース(提出回)</th> </tr> <tr> <th>種別</th> <th>類型等</th> <th>1年</th> <th>2年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td rowspan="5">1. 宅地</td> <td rowspan="5">更地</td> <td>住宅地</td> <td>1件</td> <td></td> <td>1回</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>商業地</td> <td>1件</td> <td></td> <td>1回</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>工業地</td> <td>—</td> <td>※1</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>大規模画地</td> <td>1件</td> <td></td> <td>1回</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>底地</td> <td>1件</td> <td></td> <td>1回</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td rowspan="3">2. 見込地等</td> <td rowspan="3">宅地見込地・農地・林地</td> <td>宅地見込地</td> <td rowspan="3">1件</td> <td rowspan="3">※1</td> <td rowspan="3">3回</td> <td rowspan="3">2回</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>農地</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>林地</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td rowspan="6">3. 建物及びその敷地</td> <td rowspan="6">自用の建物及びその敷地</td> <td>低層住宅</td> <td>1件</td> <td></td> <td>2回</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>業務用ビル</td> <td>1件</td> <td></td> <td>2回</td> <td>3回</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>貸家及びその敷地</td> <td>1件</td> <td></td> <td>2回</td> <td>3回</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>オフィス用賃貸</td> <td>1件</td> <td></td> <td>2回</td> <td>3回</td> </tr> <tr> <td>13</td> <td>区分所有建物及びその敷地</td> <td rowspan="2">1件</td> <td rowspan="2">※2</td> <td rowspan="2">3回</td> <td rowspan="2">4回</td> </tr> <tr> <td>14</td> <td>事務所・店舗ビル</td> </tr> <tr> <td>15</td> <td rowspan="4">4. 賃料</td> <td rowspan="4">地代</td> <td>住宅地</td> <td rowspan="4">1件</td> <td rowspan="4">※3</td> <td rowspan="4">2回</td> <td rowspan="4">4回</td> </tr> <tr> <td>16</td> <td>商業地</td> </tr> <tr> <td>17</td> <td>新規地代</td> </tr> <tr> <td>18</td> <td>継続地代</td> </tr> <tr> <td>19</td> <td rowspan="2">家賃</td> <td rowspan="2">新規家賃</td> <td rowspan="2">1件</td> <td rowspan="2">※5</td> <td rowspan="2">3回</td> <td rowspan="2">4回</td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>継続家賃</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>合計</td> <td>13件</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 6番、7番又は8番からいずれか1件を選択し、演習・提出を行う。 ただし、やむを得ない事由により課題の設定が著しく困難な場合には、「宅地見込地・農地・林地」の代替として、「3番、工業地」への代替を認める。</p> <p>※2 13番又は14番のうち、1件を選択し、演習・提出を行う。</p> <p>※3 15番又は16番のうち、1件を選択し、演習・提出を行う。</p> <p>※4 17番又は18番のうち、1件を選択し、演習・提出を行う。</p> <p>※5 上記※4で「17番、新規地代」を選択した場合は「20番、継続家賃」を選択し、「18番、継続地代」を選択した場合は、「19番、新規家賃」を選択しなければならない。</p>	番号	分類		細分化類型	件数	備考	コース(提出回)		種別	類型等	1年	2年	1	1. 宅地	更地	住宅地	1件		1回	1回	2	商業地	1件		1回	1回	3	工業地	—	※1	—	—	4	大規模画地	1件		1回	2回	5	底地	1件		1回	2回	6	2. 見込地等	宅地見込地・農地・林地	宅地見込地	1件	※1	3回	2回	7	農地	8	林地	9	3. 建物及びその敷地	自用の建物及びその敷地	低層住宅	1件		2回	2回	10	業務用ビル	1件		2回	3回	11	貸家及びその敷地	1件		2回	3回	12	オフィス用賃貸	1件		2回	3回	13	区分所有建物及びその敷地	1件	※2	3回	4回	14	事務所・店舗ビル	15	4. 賃料	地代	住宅地	1件	※3	2回	4回	16	商業地	17	新規地代	18	継続地代	19	家賃	新規家賃	1件	※5	3回	4回	20	継続家賃			合計	13件									
番号		分類			コース(提出回)																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	類型等	種別	1年	2年		3年																																																																																																																																																																																																																																																																																											
		細分化類型等																																																																																																																																																																																																																																																																																															
1	更地・建付地	宅地	住宅地	1回	2回	3回																																																																																																																																																																																																																																																																																											
2			◎商業地	1回	3回	4回																																																																																																																																																																																																																																																																																											
3			工業地	1回	2回	3回																																																																																																																																																																																																																																																																																											
4			◎大規模画地	1回	4回	4回																																																																																																																																																																																																																																																																																											
5			建付地	1回	3回	3回																																																																																																																																																																																																																																																																																											
6			借地権	2回	3回	4回																																																																																																																																																																																																																																																																																											
7	底地	2回	3回	5回																																																																																																																																																																																																																																																																																													
8	宅地見込地・農地・林地	見込地等	宅地見込地	2回	2回	5回																																																																																																																																																																																																																																																																																											
9	自用の建物及びその敷地	建物及びその敷地	低層住宅	2回	4回	5回																																																																																																																																																																																																																																																																																											
10			店舗	2回	4回	6回																																																																																																																																																																																																																																																																																											
11			業務用ビル	2回	4回	6回																																																																																																																																																																																																																																																																																											
12			居住用賃貸	2回	4回	6回																																																																																																																																																																																																																																																																																											
13			店舗用賃貸	2回	5回	7回																																																																																																																																																																																																																																																																																											
14			オフィス用賃貸	3回	5回	7回																																																																																																																																																																																																																																																																																											
15			◎高度利用賃貸	2回	5回	8回																																																																																																																																																																																																																																																																																											
16			マンション	3回	5回	8回																																																																																																																																																																																																																																																																																											
17			事務所・店舗ビル	3回	5回	8回																																																																																																																																																																																																																																																																																											
18			借地権付建物	住宅地	3回	6回	7回																																																																																																																																																																																																																																																																																										
19		商業地	3回	6回	8回																																																																																																																																																																																																																																																																																												
20	地代	地代	3回	6回	9回																																																																																																																																																																																																																																																																																												
21	家賃	賃料	新規家賃	3回	6回	9回																																																																																																																																																																																																																																																																																											
22			◎継続家賃	3回	6回	9回																																																																																																																																																																																																																																																																																											
番号	分類		細分化類型	件数	備考	コース(提出回)																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	種別	類型等				1年	2年																																																																																																																																																																																																																																																																																										
1	1. 宅地	更地	住宅地	1件		1回	1回																																																																																																																																																																																																																																																																																										
2			商業地	1件		1回	1回																																																																																																																																																																																																																																																																																										
3			工業地	—	※1	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																										
4			大規模画地	1件		1回	2回																																																																																																																																																																																																																																																																																										
5			底地	1件		1回	2回																																																																																																																																																																																																																																																																																										
6	2. 見込地等	宅地見込地・農地・林地	宅地見込地	1件	※1	3回	2回																																																																																																																																																																																																																																																																																										
7			農地																																																																																																																																																																																																																																																																																														
8			林地																																																																																																																																																																																																																																																																																														
9	3. 建物及びその敷地	自用の建物及びその敷地	低層住宅	1件		2回	2回																																																																																																																																																																																																																																																																																										
10			業務用ビル	1件		2回	3回																																																																																																																																																																																																																																																																																										
11			貸家及びその敷地	1件		2回	3回																																																																																																																																																																																																																																																																																										
12			オフィス用賃貸	1件		2回	3回																																																																																																																																																																																																																																																																																										
13			区分所有建物及びその敷地	1件	※2	3回	4回																																																																																																																																																																																																																																																																																										
14			事務所・店舗ビル																																																																																																																																																																																																																																																																																														
15	4. 賃料	地代	住宅地	1件	※3	2回	4回																																																																																																																																																																																																																																																																																										
16			商業地																																																																																																																																																																																																																																																																																														
17			新規地代																																																																																																																																																																																																																																																																																														
18			継続地代																																																																																																																																																																																																																																																																																														
19	家賃	新規家賃	1件	※5	3回	4回																																																																																																																																																																																																																																																																																											
20							継続家賃																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		合計	13件																																																																																																																																																																																																																																																																																														

実務修習業務規程施行細則

現行細則	改正細則	備考																																
	<p><u>別表第2 一般実地演習における履修期限等（第16条第十八号、第17条、第18条第六号関係）</u></p> <p>別表第2 第16条第十八号、第17条、第18条第六号関係</p> <p>一般実地演習における履修期限等（※1, 2）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実務修習期間 (コース)</th> <th>提出回</th> <th>当初期間 履修期限</th> <th>当初期間 提出件数</th> <th>期間内再履修時 履修期限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">1年</td> <td>1回</td> <td>3月末日</td> <td>4件</td> <td>10月末日</td> </tr> <tr> <td>2回</td> <td>7月末日</td> <td>5件</td> <td>10月末日</td> </tr> <tr> <td>3回</td> <td>10月末日</td> <td>4件</td> <td>(※3)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">2年</td> <td>1回</td> <td>1年目の3月末日</td> <td>2件</td> <td rowspan="4">2年目の7月末日 (※4)</td> </tr> <tr> <td>2回</td> <td>1年目の7月末日</td> <td>4件</td> </tr> <tr> <td>3回</td> <td>1年目の10月末日</td> <td>3件</td> </tr> <tr> <td>4回</td> <td>2年目の3月末日</td> <td>4件</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 表中「当初期間」とは、修習生が実務修習の受講申込み時に選択した、受講開始当初の規程第23条第2項各号に規定するいずれかの期間（コース）のことをいう。</p> <p>※2 表中「期間内再履修」とは、修習生が当初期間内において再履修を行うことをいう。</p> <p>※3 1年コース第3回提出の類型等について、実務修習期間内に再履修することはできない。</p> <p>※4 修習生は、当該再履修により提出した一般実地演習報告書が、審査会の審査の結果、単元の認定を受けられなかった場合、当該単元について、2年目の10月末日を期限として、再度、履修することができる。この場合、第17条の規定を準用し、同条各号中「別表第2の期間内再履修時履修期限の欄に定める期日」とあるのは、「2年目の10月末日」と読み替えるものとする。</p>	実務修習期間 (コース)	提出回	当初期間 履修期限	当初期間 提出件数	期間内再履修時 履修期限	1年	1回	3月末日	4件	10月末日	2回	7月末日	5件	10月末日	3回	10月末日	4件	(※3)	2年	1回	1年目の3月末日	2件	2年目の7月末日 (※4)	2回	1年目の7月末日	4件	3回	1年目の10月末日	3件	4回	2年目の3月末日	4件	
実務修習期間 (コース)	提出回	当初期間 履修期限	当初期間 提出件数	期間内再履修時 履修期限																														
1年	1回	3月末日	4件	10月末日																														
	2回	7月末日	5件	10月末日																														
	3回	10月末日	4件	(※3)																														
2年	1回	1年目の3月末日	2件	2年目の7月末日 (※4)																														
	2回	1年目の7月末日	4件																															
	3回	1年目の10月末日	3件																															
	4回	2年目の3月末日	4件																															

実務修習業務規程施行細則

現行細則					改正細則																																																																																																																																																																																																																												
別表2 実地演習の必須類型等及び件数に関する履修（みなし履修）課題の要件の細目					別表第3 一般実地演習のみなし履修の対象となる類型及び件数（第20条第1項第三号、6項関係）																																																																																																																																																																																																																												
別表2 第16条二十三号 関係 実地演習の必須類型等及び件数に関する履修（みなし履修）課題の要件の細目					別表第3 第20条第1項第三号、第6項関係 一般実地演習のみなし履修の対象となる類型及び件数																																																																																																																																																																																																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">実地演習必須類型等22件の内訳</th> </tr> <tr> <th>連番</th> <th>業務規程(別表三の二)</th> <th>細分化類型等</th> <th>類型等別番号</th> </tr> <tr> <th>分類</th> <th>類型等</th> <th>件数</th> <th>やむを得ない場合代替を認める類型</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>1. 宅地 更地・建付地</td> <td>5件</td> <td>住宅地 更地1 更地2 更地3 更地4 大規模画地 建付地 土地1 借地権 底地</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td></td> <td></td> <td>(更地1、3、土地1(建付地)、借地権の4件)</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td></td> <td></td> <td>代替(住宅地)</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>6</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>7</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>2. 見込地等 宅地見込地・農地・林地</td> <td>1件</td> <td>土地2</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td></td> <td></td> <td>代替(農地、林地)</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>3. 建物 および その敷地 自用の建物及びそ の敷地</td> <td>3件</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td></td> <td></td> <td>2件 (自建1, 2, 3の 内2類型)</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td></td> <td></td> <td>自建1 自建2 自建3</td> </tr> <tr> <td>13</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>14</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>15</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>16</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>17</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>18</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>19</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>20</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>21</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>22</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">計</td><td>22件</td><td>10件</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>注)更地2と4、貸家敷3、家賃2の4件は指定評価書等の提出を求められる類型等でみなし履修の対象外である。</p> <p>注)「細分化類型等」の中で、やむを得ない事情により課題の設定が著しく困難と協会が認めた場合は、工業地から住宅地又は商業地への地域の代替を認める。また、宅地見込地についても、農地又は林地への代替を認める。</p> <p>注)みなし履修を受けようとする者の取り扱い</p> <ol style="list-style-type: none"> 上記の「みなし履修とされる類型等件数」に応じて、更地・建付地3件、借地権1件、宅地見込地1件、自用の建物及びその敷地2件、貸家及びその敷地1件、借地権付建物1件、家賃1件の合計10件について、鑑定評価報告書に基づいて作成した内訳書を添付して事前審査を受けなければならない。 提出された内訳書の内容が、審査会の審査において一般実地演習と同等の履修と認められれば、当該類型は履修したものとみなされ一般実地演習から除外される。この場合、みなし履修で提出した内訳書等も修了考査の対象となる。 上記確認が得られない類型については 一般実地演習において習得しなければならない。 内訳書10件の提出は、実務経験の証明の要件であるから、細分化類型の種類が不足していても、提出は、必ず10件でなければならない（例えば、10件とも全て宅地であれば、最高で宅地4件まで履修したものとみなす）。 提出された内訳書の件数が10件であっても、その内容が審査会の審査により非認定となれば、当該非認定の類型等については、原則どおり一般実地演習において履修しなければならない。 	実地演習必須類型等22件の内訳				連番	業務規程(別表三の二)	細分化類型等	類型等別番号	分類	類型等	件数	やむを得ない場合代替を認める類型	1	1. 宅地 更地・建付地	5件	住宅地 更地1 更地2 更地3 更地4 大規模画地 建付地 土地1 借地権 底地	2			(更地1、3、土地1(建付地)、借地権の4件)	3			代替(住宅地)	4				5				6				7				8	2. 見込地等 宅地見込地・農地・林地	1件	土地2	9			代替(農地、林地)	10	3. 建物 および その敷地 自用の建物及びそ の敷地	3件	1件	11			2件 (自建1, 2, 3の 内2類型)	12			自建1 自建2 自建3	13				14				15				16				17				18				19				20				21				22				計		22件	10件						<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">番号</th> <th colspan="2">分類</th> <th rowspan="2">細分化類型</th> <th rowspan="2">みなし履修対象類型</th> <th rowspan="2">件数</th> </tr> <tr> <th>種別</th> <th>類型等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td rowspan="5">1. 宅 地</td> <td rowspan="4">更地</td> <td>住宅地</td> <td>○</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>商業地</td> <td>○</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>工業地</td> <td>(※)</td> <td>一</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>大規模画地</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td rowspan="5">2. 見込地等</td> <td>底地</td> <td>○</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td rowspan="3">宅地見込地・農地・林地</td> <td>宅地見込地</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>農地</td> <td>○</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>林地</td> <td>○</td> <td>(※)</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td rowspan="5">3. 建物及びその敷地</td> <td>自用の建物及びその敷地</td> <td>低層住宅</td> <td>○</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>業務用ビル</td> <td>業務用ビル</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>貸家及びその敷地</td> <td>居住用賃貸</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>オフィス用賃貸</td> <td>オフィス用賃貸</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>13</td> <td>区分所有建物及びその敷地</td> <td>マンション</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>14</td> <td>事務所・店舗</td> <td>事務所・店舗ビル</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>15</td> <td>借地権付建物1</td> <td>住宅地</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>16</td> <td>借地権付建物2</td> <td>商業地</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>17</td> <td rowspan="4">4. 賃 料</td> <td>地代</td> <td>新規地代</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>18</td> <td></td> <td>継続地代</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>19</td> <td>家賃</td> <td>新規家賃</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>20</td> <td></td> <td>継続家賃</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td><td></td><td></td><td>5件</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>※ 6番、7番又は8番からいずれか1件を選択し、演習・提出を行う。 ただし、やむを得ない事由により課題の設定が著しく困難な場合には、「宅地見込地・農地・林地」の代替として、「3番、工業地」への代替を認める。</p>				番号	分類		細分化類型	みなし履修対象類型	件数	種別	類型等	1	1. 宅 地	更地	住宅地	○	1件	2	商業地	○	1件	3	工業地	(※)	一	4	大規模画地			5	2. 見込地等	底地	○	1件	6	宅地見込地・農地・林地	宅地見込地	○		7	農地	○	1件	8	林地	○	(※)	9	3. 建物及びその敷地	自用の建物及びその敷地	低層住宅	○	1件	10	業務用ビル	業務用ビル			11	貸家及びその敷地	居住用賃貸			12	オフィス用賃貸	オフィス用賃貸			13	区分所有建物及びその敷地	マンション			14	事務所・店舗	事務所・店舗ビル			15	借地権付建物1	住宅地			16	借地権付建物2	商業地			17	4. 賃 料	地代	新規地代			18		継続地代			19	家賃	新規家賃			20		継続家賃			合計				5件	
実地演習必須類型等22件の内訳																																																																																																																																																																																																																																	
連番	業務規程(別表三の二)	細分化類型等	類型等別番号																																																																																																																																																																																																																														
分類	類型等	件数	やむを得ない場合代替を認める類型																																																																																																																																																																																																																														
1	1. 宅地 更地・建付地	5件	住宅地 更地1 更地2 更地3 更地4 大規模画地 建付地 土地1 借地権 底地																																																																																																																																																																																																																														
2			(更地1、3、土地1(建付地)、借地権の4件)																																																																																																																																																																																																																														
3			代替(住宅地)																																																																																																																																																																																																																														
4																																																																																																																																																																																																																																	
5																																																																																																																																																																																																																																	
6																																																																																																																																																																																																																																	
7																																																																																																																																																																																																																																	
8	2. 見込地等 宅地見込地・農地・林地	1件	土地2																																																																																																																																																																																																																														
9			代替(農地、林地)																																																																																																																																																																																																																														
10	3. 建物 および その敷地 自用の建物及びそ の敷地	3件	1件																																																																																																																																																																																																																														
11			2件 (自建1, 2, 3の 内2類型)																																																																																																																																																																																																																														
12			自建1 自建2 自建3																																																																																																																																																																																																																														
13																																																																																																																																																																																																																																	
14																																																																																																																																																																																																																																	
15																																																																																																																																																																																																																																	
16																																																																																																																																																																																																																																	
17																																																																																																																																																																																																																																	
18																																																																																																																																																																																																																																	
19																																																																																																																																																																																																																																	
20																																																																																																																																																																																																																																	
21																																																																																																																																																																																																																																	
22																																																																																																																																																																																																																																	
計		22件	10件																																																																																																																																																																																																																														
番号	分類		細分化類型	みなし履修対象類型	件数																																																																																																																																																																																																																												
	種別	類型等																																																																																																																																																																																																																															
1	1. 宅 地	更地	住宅地	○	1件																																																																																																																																																																																																																												
2			商業地	○	1件																																																																																																																																																																																																																												
3			工業地	(※)	一																																																																																																																																																																																																																												
4			大規模画地																																																																																																																																																																																																																														
5		2. 見込地等	底地	○	1件																																																																																																																																																																																																																												
6	宅地見込地・農地・林地		宅地見込地	○																																																																																																																																																																																																																													
7			農地	○	1件																																																																																																																																																																																																																												
8			林地	○	(※)																																																																																																																																																																																																																												
9	3. 建物及びその敷地		自用の建物及びその敷地	低層住宅	○	1件																																																																																																																																																																																																																											
10		業務用ビル	業務用ビル																																																																																																																																																																																																																														
11		貸家及びその敷地	居住用賃貸																																																																																																																																																																																																																														
12		オフィス用賃貸	オフィス用賃貸																																																																																																																																																																																																																														
13		区分所有建物及びその敷地	マンション																																																																																																																																																																																																																														
14	事務所・店舗	事務所・店舗ビル																																																																																																																																																																																																																															
15	借地権付建物1	住宅地																																																																																																																																																																																																																															
16	借地権付建物2	商業地																																																																																																																																																																																																																															
17	4. 賃 料	地代	新規地代																																																																																																																																																																																																																														
18			継続地代																																																																																																																																																																																																																														
19		家賃	新規家賃																																																																																																																																																																																																																														
20			継続家賃																																																																																																																																																																																																																														
合計				5件																																																																																																																																																																																																																													

実務修習業務規程施行細則

現行細則	改正細則	備考																																																																																																																																																										
	<p>別表第4 規程第38条第2項第二号及び第三号に規定する再考査を受験するために必要となる一般実地演習の類型及び件数（第24条第六号関係）</p> <p>別表第4 第24条第六号関係 規程第38条第2項第二号及び第三号に規定する再考査を受験するために必要となる一般実地演習の類型及び件数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">番号</th> <th colspan="2">分類</th> <th rowspan="2">細分化類型</th> <th colspan="2">第二号再考査 (※1)</th> <th colspan="2">第三号再考査 (※1)</th> </tr> <tr> <th>種別</th> <th>類型等</th> <th>対象類型</th> <th>件数</th> <th>対象類型</th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td rowspan="4">1. 宅 地</td> <td rowspan="4">更地</td> <td>住宅地</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>商業地</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>工業地</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>大規模圃地</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td rowspan="3">2. 見込地等</td> <td rowspan="3">底地</td> <td>底地</td> <td>○</td> <td>1件</td> <td>○</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>宅地見込地</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>農地</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>8</td> <td></td> <td>林地</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>9</td> <td rowspan="7">3. 建物及び その敷地</td> <td rowspan="2">自用の建物 及びその敷地</td> <td>低層住宅</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>業務用ビル</td> <td>○</td> <td>1件</td> <td>○</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td rowspan="2">貸家及び その敷地</td> <td>居住用賃貸</td> <td>○</td> <td>1件</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>オフィス用賃貸</td> <td>○</td> <td>1件</td> <td>○</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>13</td> <td rowspan="2">区分所有建物 及びその敷地</td> <td>マンション</td> <td>○</td> <td>1件</td> <td>○</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>14</td> <td>事務所・店舗ビル</td> <td>○</td> <td>(※2)</td> <td>○</td> <td>(※2)</td> </tr> <tr> <td>15</td> <td rowspan="2">借地権付建物</td> <td>住宅地</td> <td>○</td> <td>1件</td> <td>○</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>16</td> <td>商業地</td> <td>○</td> <td>(※3)</td> <td>○</td> <td>(※3)</td> </tr> <tr> <td>17</td> <td rowspan="4">4. 賃 料</td> <td rowspan="2">地代</td> <td>新規地代</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>18</td> <td>継続地代</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>19</td> <td rowspan="2">家賃</td> <td>新規家賃</td> <td>○</td> <td>1件</td> <td>○</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>継続家賃</td> <td>○</td> <td>(※4)</td> <td>○</td> <td>(※4)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>合計</td> <td>7件</td> <td>合計</td> <td>6件</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 対象類型ごとの履修期限は、本会が指定するものとする。 ※2 13番又は14番のうち、1件を選択し、演習・提出を行う。 ※3 15番又は16番のうち、1件を選択し、演習・提出を行う。 ※4 19番又は20番のうち、1件を選択し、演習・提出を行う。</p>	番号	分類		細分化類型	第二号再考査 (※1)		第三号再考査 (※1)		種別	類型等	対象類型	件数	対象類型	件数	1	1. 宅 地	更地	住宅地					2	商業地					3	工業地					4	大規模圃地					5	2. 見込地等	底地	底地	○	1件	○	1件	6	宅地見込地					7	農地					8		林地					9	3. 建物及び その敷地	自用の建物 及びその敷地	低層住宅					10	業務用ビル	○	1件	○	1件	11	貸家及び その敷地	居住用賃貸	○	1件			12	オフィス用賃貸	○	1件	○	1件	13	区分所有建物 及びその敷地	マンション	○	1件	○	1件	14	事務所・店舗ビル	○	(※2)	○	(※2)	15	借地権付建物	住宅地	○	1件	○	1件	16	商業地	○	(※3)	○	(※3)	17	4. 賃 料	地代	新規地代					18	継続地代					19	家賃	新規家賃	○	1件	○	1件	20	継続家賃	○	(※4)	○	(※4)				合計	7件	合計	6件	
番号	分類		細分化類型	第二号再考査 (※1)		第三号再考査 (※1)																																																																																																																																																						
	種別	類型等		対象類型	件数	対象類型	件数																																																																																																																																																					
1	1. 宅 地	更地	住宅地																																																																																																																																																									
2			商業地																																																																																																																																																									
3			工業地																																																																																																																																																									
4			大規模圃地																																																																																																																																																									
5	2. 見込地等	底地	底地	○	1件	○	1件																																																																																																																																																					
6			宅地見込地																																																																																																																																																									
7			農地																																																																																																																																																									
8		林地																																																																																																																																																										
9	3. 建物及び その敷地	自用の建物 及びその敷地	低層住宅																																																																																																																																																									
10			業務用ビル	○	1件	○	1件																																																																																																																																																					
11		貸家及び その敷地	居住用賃貸	○	1件																																																																																																																																																							
12			オフィス用賃貸	○	1件	○	1件																																																																																																																																																					
13		区分所有建物 及びその敷地	マンション	○	1件	○	1件																																																																																																																																																					
14			事務所・店舗ビル	○	(※2)	○	(※2)																																																																																																																																																					
15		借地権付建物	住宅地	○	1件	○	1件																																																																																																																																																					
16	商業地		○	(※3)	○	(※3)																																																																																																																																																						
17	4. 賃 料	地代	新規地代																																																																																																																																																									
18			継続地代																																																																																																																																																									
19		家賃	新規家賃	○	1件	○	1件																																																																																																																																																					
20			継続家賃	○	(※4)	○	(※4)																																																																																																																																																					
			合計	7件	合計	6件																																																																																																																																																						

実務修習業務規程施行細則

現行細則	改正細則	備考
<p>様式 01 実務修習受講申請書</p> <p>様式 02 実地演習実施機関届出書</p> <p>様式 03 実地演習実施機関認定申請書</p> <p>様式 04 誓約書（実地演習実施機関が鑑定法に抵触しない旨） <u>（新設）</u></p> <p>様式 05 誓約書（指導者等が鑑定法に抵触しない旨）</p> <p>様式 06 誓約書（指導者等が業務規程に抵触しない旨）</p> <p>様式 07 同意書（指導者等が適切に指導を行う旨）</p> <p>様式 08 指導者等認定申請書</p> <p>様式 09 実務修習・基本演習の欠席に係る報告書</p> <p>様式 10 物件調査報告書</p> <p>様式 11 実地演習報告内訳書</p> <p>様式 12 実地演習実施状況報告書 <u>（新設）</u></p> <p>様式 13 実務修習期間延長申請書</p> <p>様式 14 物件調査実績報告書</p> <p>様式 15 従事証明書</p> <p>様式 16 実務修習修了証</p>	<p>様式 01 実務修習受講申請書</p> <p>様式 02 実地演習実施機関届出書</p> <p>様式 03 実地演習実施機関認定申請書</p> <p>様式 04 誓約書（実地演習実施機関が鑑定法に抵触しない旨）</p> <p><u>様式 05 同意書（実地演習実施機関が業務規程に抵触しない旨）</u></p> <p><u>様式 06 誓約書（指導者等が鑑定法に抵触しない旨）</u></p> <p><u>様式 07 誓約書（指導者等が業務規程に抵触しない旨）</u></p> <p><u>様式 08 同意書（指導者等が適切に指導を行う旨）</u></p> <p><u>様式 09 指導者等認定申請書</u></p> <p><u>様式 10 実務修習・基本演習の欠席に係る報告書</u></p> <p><u>様式 11 物件調査<u>実地演習</u>報告書 （廃止）</u></p> <p><u>様式 12 実地演習実施状況報告書</u></p> <p><u>様式 13 実務修習再履修申請書</u></p> <p>様式 14 実務修習期間延長申請書</p> <p><u>様式 15 物件調査実績報告書</u></p> <p><u>様式 16 従事証明書</u></p> <p><u>様式 17 実務修習修了証</u></p>	<p>※改正様式は、別添を参照のこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様式 5（実地演習実施機関認定申請に係る同意書）を新設。 ・以下、様式番号の繰り下げ。 ・現行様式 11（実地演習報告内訳書）は廃止。 ・以下、様式番号の繰り上げ。 ・様式 13（実務修習再履修申請書）を新設。